

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2019年6月26日
【事業年度】	第111期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31 - 1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役総合企画部長 松岡 健
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(082) 261 - 7141 (代表)
【事務連絡者氏名】	広島支店長 河村 唯志
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号) 株式会社西京銀行 広島支店 (広島市南区的場町一丁目3番7号)

(注) 広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券報告書の写しを備えるものであります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		(自2014年 4月1日 至2015年 3月31日)	(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,963	25,464	29,407	29,009	29,528
連結経常利益	百万円	6,480	5,977	6,852	6,692	5,711
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,346	4,070	4,130	4,247	3,243
連結包括利益	百万円	4,501	1,847	2,544	3,544	3,347
連結純資産額	百万円	47,482	48,645	58,871	72,788	75,015
連結総資産額	百万円	1,145,517	1,225,845	1,435,286	1,501,946	1,600,556
1株当たり純資産額	円	492.90	505.53	521.41	536.27	555.66
1株当たり当期純利益	円	35.76	43.67	43.84	39.84	25.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	32.42	39.44	-	-	-
自己資本比率	%	4.13	3.95	4.10	4.84	4.68
連結自己資本利益率	%	7.36	8.48	7.69	6.45	4.38
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	26,112	8,600	38,015	35,189	3,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	6,792	2,964	364	40,927	33,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	635	3,716	7,605	3,382	4,138
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	72,348	62,996	108,982	106,627	139,956
従業員数	人	755	791	806	799	748
[外、平均臨時従業員数]		[205]	[217]	[218]	[201]	[162]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2016年度、2017年度及び2018年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結株価収益率については、非上場のため記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
経常収益	百万円	25,262	24,436	28,255	27,628	28,133
経常利益	百万円	6,351	5,723	6,559	6,318	5,403
当期純利益	百万円	3,312	3,955	4,018	4,109	3,178
資本金	百万円	12,690	12,690	17,940	23,497	23,497
発行済株式総数						
普通株式		91,567	91,619	92,824	115,967	115,967
第一種優先株式	千株	2,280	2,280	-	-	-
第二種優先株式		-	-	5,000	5,000	5,000
第三種優先株式		-	-	5,500	5,500	5,500
純資産額	百万円	47,336	48,713	58,809	72,490	74,622
総資産額	百万円	1,145,712	1,226,022	1,431,225	1,491,104	1,588,457
預金残高	百万円	1,048,538	1,143,302	1,321,904	1,377,617	1,481,411
貸出金残高	百万円	829,779	917,156	1,073,993	1,103,825	1,202,954
有価証券残高	百万円	221,208	213,708	214,861	250,172	224,154
1株当たり純資産額	円	492.45	507.49	520.97	533.69	552.26
1株当たり配当額						
普通株式		6.50	7.00	7.00	7.50	7.50
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一種優先株式		35.00	35.00	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)	円 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第二種優先株式		-	-	14.00	20.00	20.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第三種優先株式		-	-	1.00	25.00	25.00
(内1株当たり中間配当額)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益	円	35.38	42.41	42.62	38.47	25.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	32.09	38.33	-	-	-
自己資本比率	%	4.13	3.97	4.10	4.86	4.69
自己資本利益率	%	7.29	8.23	7.47	6.25	4.32
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	18.37	16.50	16.42	19.49	29.51
従業員数	人	719	747	761	756	707
[外、平均臨時従業員数]		[202]	[201]	[195]	[181]	[144]

回次		第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
株主総利回り	%	111.6	121.4	130.4	145.2	154.6
(比較指標：日経平均株 価)	%	(129.5)	(113.0)	(127.5)	(144.6)	(143.0)
最高株価	円	391	419	444	489	515
最低株価	円	356	391	419	444	489

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第109期、第110期及び第111期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 株価収益率については、非上場のため記載しておりません。
5. 当株式は非上場であるため、株主総利回り及び最高・最低株価は日刊新聞掲載の店頭気配値によるものであります。

2【沿革】

1930年11月17日	徳山無尽共益株式会社設立
1944年2月1日	徳山無尽共益株式会社、下関無尽株式会社、宝栄無尽株式会社の三社が合併し、山口無尽株式会社を下関市豊前田町186番地に設立
1951年10月20日	相互銀行法に基づく相互銀行の免許を受け、商号を株式会社山口相互銀行に変更
1970年4月1日	本店を周南市平和通一丁目10番の2（現在の本店所在地）に移転
1977年4月11日	総合オンラインスタート
1978年6月1日	外国為替公認銀行としての業務開始
1982年5月17日	融資オンラインスタート
1983年4月1日	公共債の窓口販売業務開始
1984年4月1日	山口県指定代理金融機関となる
1986年11月20日	山相ビジネスサービス(株)（西京ビジネスサービス(株)）を設立
1987年6月1日	公共債のディーリング業務開始
1988年6月1日	公共債のフルディーリング業務開始
1988年10月1日	海外コルレス業務開始（1992年2月10日海外コルレス契約包括承認を取得）
1989年2月1日	普通銀行に転換、商号を株式会社西京銀行に変更
1990年3月26日	財団法人西京教育文化振興財団を設立
1992年7月10日	担保附社債信託法に基づく受託業務開始
1993年11月22日	勘定系オンラインスタート
1994年4月12日	西京カード(株)を設立（2010年3月に株式を譲渡し、持分法適用関連会社化）
1998年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
1999年10月1日	インターネットバンキング取扱開始
2000年8月1日	(株)エス・ケイ・ベンチャーズを設立（現連結子会社）
2001年4月1日	損害保険の窓口業務開始
2001年4月10日	(株)西京総研を設立
2002年3月5日	金地金の販売開始
2002年10月1日	生命保険の窓口販売業務開始
2004年2月13日	きらら債権回収(株)を設立（現連結子会社）
2010年12月24日	インターネット取引専門支店「ウェブ一丁目支店」開設
2011年4月1日	西京ビジネスサービス(株)を吸収合併
2011年7月22日	(株)西京システムサービスの株式を取得し子会社化
2014年1月4日	勘定系オンラインPROBANK-R2システムの運用開始
2014年1月28日	西京カード(株)の株式を再取得し、連結子会社化
2015年5月7日	オペレーションセンター「ACT-CORE」営業開始

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社4社及び投資事業有限責任組合4組合（うち3社は連結子会社）で構成され、銀行業務を中心に、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

[銀行業務]

当行の本店ほか54支店等（店舗内店舗を含む）において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、銀行業務に積極的に取り組んでおります。

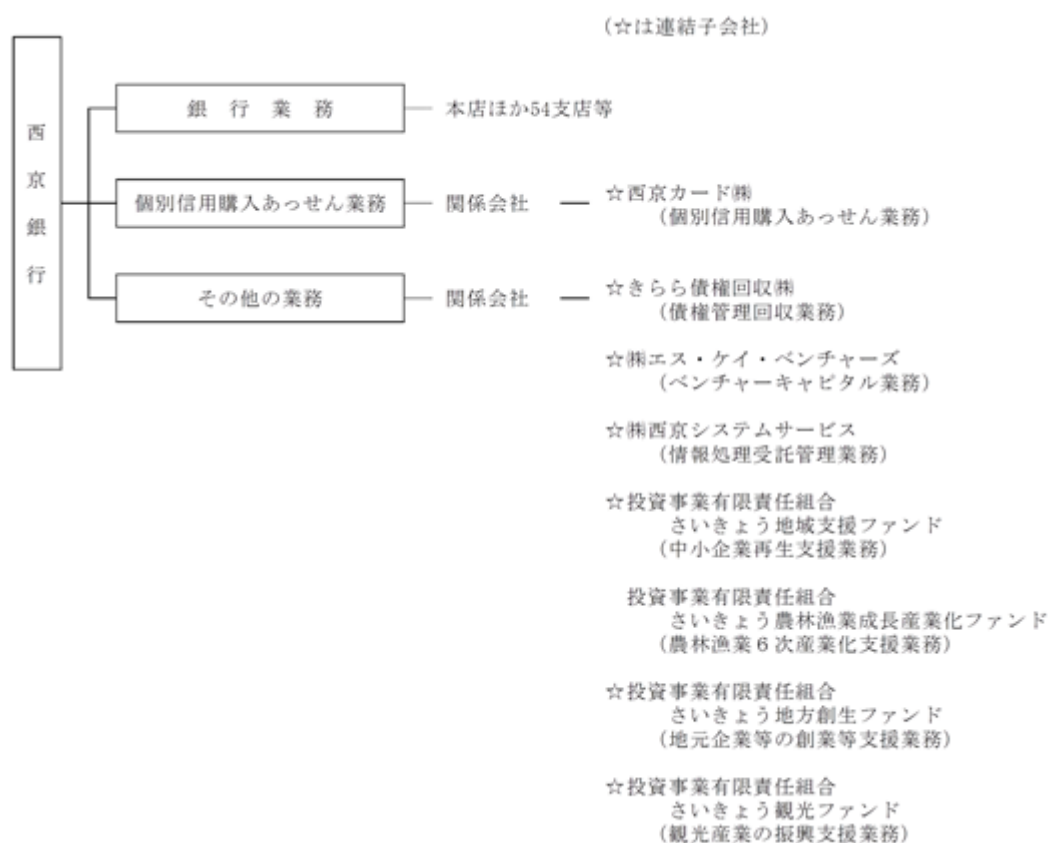
[個別信用購入あっせん業務]

西京カード(株)において、個別信用購入あっせん業務を事業展開することにより、銀行業務のサポート及び金融サービスの充実を図っております。

[その他業務]

きらら債権回収(株)、(株)エス・ケイ・ベンチャーズ、(株)西京システムサービスの3社及び4組合において、債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務、情報処理受託管理業務、中小企業再生支援業務、農林漁業6次産業化支援業務、地元企業等の創業等支援業務、観光産業の振興支援業務を事業展開することにより、銀行業務のサポート及び金融サービスの充実を図っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社) 西京カード㈱	東京都 江東区	110	個別信用購 入あっせん 業務	100.00	3 (2)	-	資金の貸付 預金取引関係	-	-
(連結子会社) きらら債権回収㈱	山口県 周南市	500	その他の業 務	100.00	2 (1)	-	預金取引関係 債権管理回収業 務委託	当行より建 物の一部を 賃借	-
(連結子会社) ㈱エス・ケイ・ベン チャーズ	山口県 周南市	100	その他の業 務	100.00	4 (2)	-	預金取引関係	当行より車 両を賃借	-
(連結子会社) ㈱西京システムサービス	山口県 周南市	50	その他の業 務	100.00	3 (2)	-	預金取引関係 システム機器、 ソフトウェア等 の購入	当行より建 物の一部を 賃借	-
(連結子会社) 投資事業有限責任組合さ いきょう地域支援ファン ド	山口県 周南市	500	その他の業 務	-	-	-	預金取引関係	-	-
(連結子会社) 投資事業有限責任組合さ いきょう地方創生ファン ド	山口県 周南市	1,000	その他の業 務	-	-	-	預金取引関係	-	-
(連結子会社) 投資事業有限責任組合さ いきょう観光ファンド	山口県 周南市	200	その他の業 務	-	-	-	預金取引関係	-	-

(注) 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります
「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2019年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業務	個別信用購入あつ せん業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	707 [144]	22 [15]	19 [3]	748 [162]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員210人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
707 [144]	37.8	14.3	5,388

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員188人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当行は従業員組合を有しておりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

経営方針

当行グループは、地域金融機関として地域社会への金融サービス提供という役割を十分に担い、お客さまから安心してお取引いただける銀行を目指すためには、健全性と収益性を高めていくことが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスの徹底は勿論のこと、財務内容の健全化、安定収益確保のための収益構造改革に努めております。

このような状況下において、当行グループの具体的な今後の方針につきましては、以下のとおりであります。

イ．経営理念・経営の基本方針

当行経営の基本理念は、「ACT-BANK」です。

- Active Bank 「地域を活性化する銀行」
- Communication Bank 「お客さまとのコミュニケーションを大切にす銀行」
- Trend Bank 「時代のニーズを先取りし創造していく銀行」

この基本理念に基づき、当行は「金融サービスを通じて、地域の活性化に貢献する」という役割・使命を十分に認識し、多くのお客さまの期待に応えるために、お客さまから「さすが西京」と言われる先進性のある商品、サービス力を磨き、お客さまからのご要望、ご依頼を正しく理解し、絶対に事務ミスをおこさない銀行という信頼感と何でも相談できる親近感を兼ね備えた銀行を目指します。これらを通じて、株主の皆さまからもご支持をいただけますよう努めてまいります。

ロ．中長期的な経営戦略

「中期経営計画 ～ 一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを ～ (2017年4月～2020年3月)」では、長期ビジョン「地域に根差した中小零細事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、以下の4つの基本戦略に基づく施策を推進してまいります。

1. お客さまの数の拡大戦略
特に、山口県事業者、医療介護施設、シルバー層のお客さまに注力
2. お客さまとの取引深耕戦略
事業性評価に基づく事業所、医療介護施設との取引深耕
3. お客さまとの接点拡大戦略
徹底した業務効率化と営業店事務の撤廃
4. 収益力強化に向けた有価証券戦略、IT戦略

(業績目標)

以上の4つの基本戦略から以下の業績目標を定めております。(目標数値は、銀行業単体のものであります。)

	項目	最終年度(2019年度)目標
経営目標	当期純利益	35億円以上
	預金残高	1兆4,000億円以上
	貸出金残高	1兆2,100億円以上
	外貨預金残高	250億円以上
シェアの 拡大目標	山口県内事業所融資先数	15,000先以上
	医療機関取引先数	600先以上
	年金振込指定件数	90,000先以上

経営環境及び対処すべき課題等

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少、高齢化の進展、人手不足、更には長引くマイナス金利政策、異業種からの金融サービス参入等により、厳しさが増すことが予想されます。

こうした環境下、当行では、地域のお客さまとのコミュニケーションを大切に、お客さまをより快適な空間でお迎えするため、店舗のリニューアルを積極的に進めています。

駐車場スペースの拡張や無料ドリンクサーバーの設置等を行い、ゆとりを持って金融相談していただける店舗づくりを進めるとともに、新たな取り組みとして今年3月に、藍澤証券株式会社との銀証共同店舗を出店しました。銀行と証券双方のノウハウやネットワークを活かし、これまで以上に、地域のお客さまの資産運用ニーズにお応えすることを目指します。

当行は、今後も既存の枠にとらわれない店舗開発を進めてまいります。

これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指して、引き続き努力して参る所存でございます。

2【事業等のリスク】

当行及び当行グループ（以下、本項目において当行という。）の事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、本項における将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

（１）信用リスク

当行の信用供与先は、景気動向、各業種の盛衰、株価、為替、不動産価格等の変動等様々な要因により、経営環境に影響を及ぼされ、その結果、財務状況の悪化等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（２）市場リスク

当行は、さまざまな金融商品を取り扱う投資活動及び政策投資による運用を行っており、金利、株価、為替及び債券価格等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値または資産・負債から生み出される収益が変動し、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（３）流動性リスク

・資金繰りリスク

運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

（４）オペレーショナルリスク

当行および業務委託先の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失（金銭的な損失のみならず当行の信用失墜を含む）を被るリスクを言い、以下に分類しております。

・事務リスク

営業店および本部における事務処理の誤り、業務のプロセス不備等および当行の機密情報（顧客情報・個人情報を含む）の漏洩等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・システムリスク

コンピューターシステムのダウン又は誤作動等システムの不備、コンピューターが不正使用されることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・リーガルリスク

銀行業務における法令違反や契約書などの法的要件の不備、銀行内部の役職員による不正行為、外部からの違法行為、および不適切な商品販売、顧客への説明不足により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・人的リスク

人材の確保、人員配置、年齢構成等に起因し、現在および将来の経営に支障を来すリスクおよび雇用、健康等に関する法令および協定に違反した行為、労働災害または差別行為等により、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・有形資産リスク

自然災害その他の事象により、当行の有形資産が損失を被ることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・風評リスク

銀行に対するネガティブな情報・認識が広まることにより、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) グループ会社のリスク

連結対象子会社・関連会社の直面する各種のリスクが、当行の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められる国内基準を維持しなければなりません。現時点において、この国内基準は4%以上となっており、これを下回る水準となった場合には、金融庁長官から業務の改善、停止等の命令を受ける可能性もあります。

(7) 情報漏洩に係るリスク

当行は、預金取引等を通じて非常に多くのお客さまの情報を保有しております。2005年4月より個人情報保護法が施行され、当行も個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。オペレーショナルリスク等に起因して顧客情報・当行機密情報が漏洩した場合には、お客さまに多大なご迷惑をかけるとともに、当行においても直接的な損害が発生する可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

・業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米中貿易摩擦やEU離脱問題等、海外経済の不透明感に注意が必要なものの、設備投資は増加基調、雇用や所得環境の着実な改善を背景に、緩やかな景気回復を続けております。

当行の主たる経営基盤である山口県においては、個人消費の持ち直しや生産活動の回復など、景気は緩やかながらも順調に回復していくことが期待されますが、先行きについては、海外情勢や為替・株価の動向、県内の人手不足が及ぼす影響などに注視していく必要があります。

こうした中、当行では、中期経営計画の長期ビジョンである「地域に根差した中小零細事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向けた施策に積極的に取り組み、創業やアジア進出サポート、全国最高レベルの高金利預金商品の発売など、「さすが西京」と呼んでいただける商品、サービスの提供を進めております。

また、主たる営業エリアである山口県、福岡県、広島県の地元のお客さまからお預かりした大切なご預金を、資金を必要とされる当地域の事業者さまや個人のお客さまに借入金としてお使いいただく「資金の地域内循環」を引き続き推進しております。

当連結会計年度においては、大島大橋の損傷により被害を受けた周防大島町への復興を目的とした「寄付金付周防大島町応援定期預金」を発売し、多くのお客さまや山口県内の自治体からもご賛同、お預入れをいただき、10百万円の寄付を周防大島町に対し行いました。

さらに、地方創生活動の一環として続けている、全国の大学生を対象とした県内観光、就農体験と地元企業訪問を組み合わせたツアー「若旅inやまぐち」や、海外展開を目指す県内事業者さまに、留学生の採用・就職ニーズをマッチングする座談会「DISCOVER YAMAGUCHI」の開催など、人口減少が進む山口県において県外学生の就職や留学生の雇用・定住を実現させております。

こうした活動に取り組んでまいりました結果、当連結会計年度は次のような営業成績となりました。

預金は、「さいきょう年金定期預金」を中心にキャンペーン商品がご好評いただき、前連結会計年度より1,037億円（7.53%）増加し、期末残高は1兆4,800億円となりました。

貸出金は、住宅ローン、資産形成ローンを中心に前連結会計年度より983億円（8.92%）増加し、期末残高は1兆1,998億円となりました。

有価証券は、前連結会計年度より260億円（10.47%）減少し、期末残高は2,225億円となりました。

以上を主因に、総資産は前連結会計年度より986億円（6.56%）増加し、期末残高は1兆6,005億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は貸出金の増加による貸出金利息の増加に伴い前連結会計年度より5億19百万円（1.79%）増加して295億28百万円となりました。

経常費用は、貸倒引当金を予防的に積み増したことを主因に前連結会計年度より15億円（6.72%）増加して238億17百万円となりました。

以上により、経常利益は前連結会計年度から9億81百万円（14.66%）減益の57億11百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益においては10億3百万円（23.62%）減益の32億43百万円となりました。

セグメントごとの業績につきましては、「銀行業務」では経常収益が5億5百万円増加の281億33百万円、セグメント利益は9億15百万円減益の54億3百万円となりました。

「個別信用購入あっせん業務」では、経常収益が2億48百万円増加の22億50百万円、セグメント利益は2百万円増益の5億77百万円となり、「その他の業務」では経常収益が32百万円増加の5億25百万円、セグメント利益は1億72百万円増益の65百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）は、分子となる自己資本額を順調に積み上げておりますが、収益の元となる貸出金の残高拡大を戦略的に優先させている結果、前連結会計年度より0.87ポイント低下し、7.82%となりました。

・キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいて、39億20百万円の獲得（前連結会計年度は351億89百万円の獲得）、投資活動によるキャッシュ・フローにおいて335億47百万円の獲得（前連結会計年度は409億27百万円の使用）、財務活動によるキャッシュ・フローにおいて41億38百万円の使用（前連結会計年度は33億82百万円の獲得）となり、当連結会計年度における資金残高は、1,399億56百万円（前連結会計年度は1,066億27百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、39億20百万円（前連結会計年度は351億89百万円の獲得）となりました。これは主に貸出金の純増983億64百万円に対し、預金の純増1,037億12百万円があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、335億47百万円（前連結会計年度は409億27百万円の使用）となりました。これは主に、有価証券の取得による支出553億47百万円に対し、有価証券の売却による収入616億53百万円及び有価証券の償還による収入が265億16百万円であったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、41億38百万円（前連結会計年度は33億82百万円の獲得）となりました。これは主に、劣後特約付社債の償還による支出30億円及び配当金の支払額11億5百万円があったことによるものであります。

国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支につきましては、国内業務部門においては貸出金残高の増加による貸出金利息の増加等から資金運用収益が増加し、預金金利の低下による預金利息の減少や社債残高の減少による社債利息の減少等から資金調達費用が減少したことから、前連結会計年度より968百万円（5.58%）の増益となりました。国際業務部門においては債券貸借取引支払利息が増加しましたが、有価証券利息配当金も増加したことから、前連結会計年度より366百万円（89.09%）の増益となり、相殺消去後の合計においても1,156百万円（6.59%）の増益となりました。

役務取引等収支につきましては、国内業務部門において前連結会計年度より188百万円損失が減少し、相殺消去後の合計においても193百万円収支が改善しました。

その他業務収支につきましては、有価証券の償却を行ったことから、国内業務部門において前連結会計年度より422百万円（71.22%）の減益となりました。国際業務部門においては、外国為替売買益の減少等から前連結会計年度より307百万円の減益となり、相殺消去後の合計においても、729百万円（90.75%）の減益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	17,339	411	212	17,539
	当連結会計年度	18,307	778	390	18,695
うち資金運用収益	前連結会計年度	21,041	951	417	21,575
	当連結会計年度	21,548	1,495	553	22,490
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,702	539	205	4,036
	当連結会計年度	3,240	717	163	3,794
役務取引等収支	前連結会計年度	201	3	124	323
	当連結会計年度	13	2	117	129
うち役務取引等収益	前連結会計年度	4,847	6	498	4,355
	当連結会計年度	5,426	5	582	4,849
うち役務取引等費用	前連結会計年度	5,049	3	373	4,678
	当連結会計年度	5,440	3	464	4,979
その他業務収支	前連結会計年度	592	211	-	803
	当連結会計年度	170	96	-	74
うちその他業務収益	前連結会計年度	659	276	-	936
	当連結会計年度	626	65	-	692
うちその他業務費用	前連結会計年度	66	65	-	132
	当連結会計年度	456	162	-	618

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託見合費用（前連結会計年度6百万円 当連結会計年度3百万円）を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

国内業務部門では、主に貸出金残高の増加により前連結会計年度から資金運用勘定の平均残高が55,337百万円（3.97%）増加しました。資金運用利回りは前連結会計年度より0.03ポイント低下しましたが、資金運用勘定に係る利息については、平均残高の増加により506百万円（2.40%）の増加となっております。資金調達勘定については、主に預金残高の増加により資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度より52,541百万円（3.76%）増加しましたが、資金調達利回りが前連結会計年度より0.04ポイント低下したことから、資金調達勘定に係る利息は461百万円（12.47%）減少しました。

国際業務部門においては、資金運用勘定の平均残高は有価証券残高が増加したことから前連結会計年度より6,691百万円（13.19%）増加し、資金運用利回りも0.73ポイント上昇したことにより、資金運用勘定に係る利息は544百万円（57.21%）の増加になりました。資金調達勘定については、外貨預金や債券貸借取引受入担保金の増加により資金調達勘定の平均残高は7,391百万円（14.75%）増加しました。資金調達利回りが前連結会計年度から0.17ポイント上昇したこともあり、資金調達勘定に係る利息は177百万円（32.88%）増加しました。

以上より、合計部門においては、相殺消去後の合計で、資金運用利回りは0.01ポイント低下して1.53%、資金調達利回りは0.03ポイント低下して0.25%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	1,391,623	21,041	1.51
	当連結会計年度	1,446,961	21,548	1.48
うち貸出金	前連結会計年度	1,081,033	18,236	1.68
	当連結会計年度	1,169,307	19,044	1.62
うち商品有価証券	前連結会計年度	36	0	1.34
	当連結会計年度	41	0	1.14
うち有価証券	前連結会計年度	207,109	2,545	1.22
	当連結会計年度	173,645	2,271	1.30
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	136	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	69,165	68	0.09
	当連結会計年度	69,572	67	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,394,601	3,702	0.26
	当連結会計年度	1,447,142	3,240	0.22
うち預金	前連結会計年度	1,324,681	3,274	0.24
	当連結会計年度	1,389,462	3,020	0.21
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,623	0	0.01
	当連結会計年度	2,332	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	28,520	13	0.04
	当連結会計年度	27,643	12	0.04
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	9,315	0	0.01
	当連結会計年度	362	0	0.01
うち借入金	前連結会計年度	25,350	214	0.84
	当連結会計年度	26,520	190	0.71

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度30,307百万円 当連結会計年度35,100百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度2,674百万円 当連結会計年度1,830百万円)及び利息(前連結会計年度6百万円 当連結会計年度3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	50,708	951	1.87
	当連結会計年度	57,400	1,495	2.60
うち貸出金	前連結会計年度	1,115	31	2.81
	当連結会計年度	998	37	3.79
うち有価証券	前連結会計年度	45,623	776	1.70
	当連結会計年度	53,146	1,315	2.47
資金調達勘定	前連結会計年度	50,098	539	1.07
	当連結会計年度	57,489	717	1.24
うち預金	前連結会計年度	10,785	340	3.15
	当連結会計年度	14,527	344	2.37
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	5,876	86	1.47
	当連結会計年度	9,568	225	2.35

- (注) 1. 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TTMを当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,442,332	41,631	1,400,700	21,993	417	21,575	1.54
	当連結会計年度	1,504,361	41,662	1,462,699	23,044	553	22,490	1.53
うち貸出金	前連結会計年度	1,082,149	4,209	1,077,940	18,267	91	18,175	1.68
	当連結会計年度	1,170,306	4,459	1,165,847	19,082	62	19,020	1.63
うち商品有価証券	前連結会計年度	36	-	36	0	-	0	1.34
	当連結会計年度	41	-	41	0	-	0	1.14
うち有価証券	前連結会計年度	252,732	2,700	250,032	3,321	212	3,109	1.24
	当連結会計年度	226,791	2,552	224,239	3,586	390	3,196	1.42
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	136	-	136	0	-	0	0.00
うち預け金	前連結会計年度	69,165	1,286	67,878	68	1	66	0.09
	当連結会計年度	69,572	1,256	68,315	67	0	66	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,444,699	38,931	1,405,768	4,242	205	4,036	0.28
	当連結会計年度	1,504,631	39,110	1,465,521	3,957	163	3,794	0.25
うち預金	前連結会計年度	1,335,467	1,286	1,334,181	3,614	1	3,613	0.27
	当連結会計年度	1,403,989	1,256	1,402,732	3,364	0	3,364	0.23
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,623	-	1,623	0	-	0	0.01
	当連結会計年度	2,332	-	2,332	0	-	0	0.00
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	28,520	-	28,520	13	-	13	0.04
	当連結会計年度	27,643	-	27,643	12	-	12	0.04
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	15,191	-	15,191	87	-	87	0.57
	当連結会計年度	9,931	-	9,931	225	-	225	2.27
うち借入金	前連結会計年度	25,350	4,209	21,141	214	91	122	0.58
	当連結会計年度	26,520	4,459	22,060	190	62	127	0.57

（注）1．相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の調整であります。

- 2．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度30,307百万円 当連結会計年度35,100百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度2,674百万円 当連結会計年度1,830百万円）及び利息（前連結会計年度6百万円 当連結会計年度3百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益につきましては、国内業務部門において預金・貸出業務に係る役務取引等収益や個別信用購入あっせん業務が増収になったこと等により前連結会計年度より579百万円（11.95%）の増収となり、相殺消去後の合計においても494百万円（11.35%）の増収となりました。

役務取引等費用につきましては、国内業務部門において個人ローン残高の増加に伴う支払保証料の増加等により前連結会計年度より391百万円（7.75%）増加し、相殺消去後の合計においても300百万円（6.42%）の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	4,847	6	498	4,355
	当連結会計年度	5,426	5	582	4,849
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,715	0	373	1,342
	当連結会計年度	2,007	0	464	1,542
うち為替業務	前連結会計年度	338	6	0	344
	当連結会計年度	345	5	0	351
うち証券関連業務	前連結会計年度	168	-	-	168
	当連結会計年度	205	-	-	205
うち代理業務	前連結会計年度	497	-	-	497
	当連結会計年度	501	-	-	501
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	17	-	-	17
	当連結会計年度	26	-	-	26
うち保証業務	前連結会計年度	33	-	-	33
	当連結会計年度	17	-	-	17
うち個別信用購入あっせん業務	前連結会計年度	1,944	-	-	1,944
	当連結会計年度	2,194	-	-	2,194
役務取引等費用	前連結会計年度	5,049	3	373	4,678
	当連結会計年度	5,440	3	464	4,979
うち為替業務	前連結会計年度	0	0	0	1
	当連結会計年度	0	0	0	1

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,363,833	13,783	1,259	1,376,357
	当連結会計年度	1,466,182	15,228	1,341	1,480,070
うち流動性預金	前連結会計年度	437,654	-	988	436,665
	当連結会計年度	442,411	-	1,060	441,351
うち定期性預金	前連結会計年度	925,074	-	270	924,803
	当連結会計年度	1,022,691	-	280	1,022,411
うちその他	前連結会計年度	1,104	13,783	-	14,887
	当連結会計年度	1,078	15,228	-	16,307
譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
総合計	前連結会計年度	1,363,833	13,783	1,259	1,376,357
	当連結会計年度	1,466,182	15,228	1,341	1,480,070

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

国内店貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,101,525	100.00	1,199,889	100.00
製造業	36,931	3.35	43,104	3.59
農業，林業	502	0.05	556	0.05
漁業	105	0.01	114	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	767	0.07	635	0.05
建設業	42,744	3.88	41,289	3.44
電気・ガス・熱供給・水道業	16,141	1.47	15,891	1.32
情報通信業	1,305	0.12	1,193	0.10
運輸業，郵便業	14,739	1.34	13,963	1.16
卸売業，小売業	49,552	4.50	52,966	4.41
金融業，保険業	54,887	4.98	57,453	4.79
不動産業，物品賃貸業	292,531	26.56	359,952	30.00
学術研究，専門・技術サービス業	3,783	0.34	3,855	0.32
宿泊業	2,474	0.22	1,443	0.12
飲食業	6,811	0.62	6,867	0.57
生活関連サービス業，娯楽業	10,841	0.98	10,127	0.84
教育，学習支援業	1,815	0.16	1,660	0.14
医療・福祉	35,833	3.25	36,535	3.04
その他のサービス	13,300	1.21	12,619	1.05
地方公共団体	56,605	5.14	55,491	4.62
その他	459,848	41.75	484,169	40.38
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,101,525		1,199,889	

外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	78,892	-	-	78,892
	当連結会計年度	53,116	-	-	53,116
地方債	前連結会計年度	47,112	-	-	47,112
	当連結会計年度	44,550	-	-	44,550
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	27,469	-	-	27,469
	当連結会計年度	28,505	-	-	28,505
株式	前連結会計年度	12,819	-	1,230	11,589
	当連結会計年度	12,674	-	1,230	11,443
その他の証券	前連結会計年度	32,238	52,665	1,327	83,577
	当連結会計年度	41,156	45,073	1,257	84,972
合計	前連結会計年度	198,533	52,665	2,558	248,640
	当連結会計年度	180,003	45,073	2,487	222,589

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2019年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	7.82
2. 連結における自己資本の額	718
3. リスク・アセットの額	9,182
4. 連結総所要自己資本額	367

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2019年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	7.82
2. 単体における自己資本の額	710
3. リスク・アセットの額	9,078
4. 単体総所要自己資本額	363

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

(単位未満 四捨五入)

債権の区分	2018年3月31日	2019年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	49	48
危険債権	91	93
要管理債権	4	2
正常債権	10,936	11,946

生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当行グループの当連結会計年度における財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおり分析しております。なお、当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しておりますが、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来の様々な要因により、異なる結果になる可能性があります。

当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における損益状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度(A)	当連結会計年度(B)	増減(B) - (A)
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
連結業務粗利益	18,019	18,640	621
資金利益	17,539	18,695	1,156
役務取引等利益	323	129	193
その他業務利益	803	74	729
営業経費	12,111	11,842	268
不良債権処理額	750	1,872	1,122
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	833	1,299	466
一般貸倒引当金繰入額	90	573	664
債権売却損等	8	-	8
株式等関係損益	1,097	936	160
株式等売却益	1,334	953	381
株式等売却損	87	14	72
株式等償却	149	1	147
持分法投資損益	-	-	-
その他	436	150	587
経常利益	6,692	5,711	981
特別損益	330	117	213
税金等調整前当期純利益	6,361	5,593	768
親会社株主に帰属する当期純利益	4,247	3,243	1,003

連結業務粗利益

貸出金残高の増加により貸出金利息が増加したことや、預金金利の低下により預金利息が減少したこと等により資金利益が1,156百万円増益となったことから、連結業務粗利益は621百万円増益の18,640百万円となっております。

不良債権処理額

当連結会計年度は、貸倒引当金を予防的に積み増したことにより、不良債権処理額が1,122百万円増加し1,872百万円となっております。

株式等関係損益

株式等売却益の減少により、株式等関係損益は160百万円減益の936百万円となっております。

財政状態の分析

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資産の部	1,501,946	1,600,556	98,609
うち有価証券	248,640	222,589	26,051
うち貸出金	1,101,525	1,199,889	98,364
負債の部	1,429,157	1,525,541	96,383
うち預金	1,376,357	1,480,070	103,712
純資産の部	72,788	75,015	2,226

有価証券

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
有価証券	248,640	222,589	26,051
国債	78,892	53,116	25,775
地方債	47,112	44,550	2,562
社債	27,469	28,505	1,036
株式	11,589	11,443	145
その他	83,577	84,972	1,395

有価証券につきましては、国債、地方債の残高が減少した結果、26,051百万円減少し222,589百万円となりました。

貸出金

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	1,101,525	1,199,889	98,364
うち住宅ローン	414,947	424,895	9,947

貸出金につきましては、個人ローンを中心に当連結会計年度中98,364百万円増加し1,199,889百万円となりました。

預金

	前連結会計年度末 (2018年3月31日)	当連結会計年度末 (2019年3月31日)	増減
区分	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金	1,376,357	1,480,070	103,712
流動性預金	436,665	441,351	4,685
定期性預金	924,803	1,022,411	97,607
その他	14,887	16,307	1,419

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

預金につきましては、主にキャンペーン預金商品を中心に定期性預金が増加したことにより当連結会計年度中103,712百万円増加し1,480,070百万円となりました。

経営上の目標の達成状況

「中期経営計画 ～ 一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを ～ (2017年4月～2020年3月)」における達成状況は概ね順調に推移しております。特に主要な達成目標である「当期純利益」、「預金残高」、「貸出金残高」について、以下のとおり考えております。(目標及び実績の数値は、銀行業単体のものです。)

当期純利益は、「最終年度(2019年度)目標 35億円以上」に対して31億円となりました。目下の金融政策であるマイナス金利政策は銀行業の収益構造に対し厳しいものでありますが、事務の集中化やIT化等の業務効率化を推進しお客さまとの接点拡大に注力することで収益力を強化し、35億円以上の当期純利益を確保するよう努めてまいります。

預金残高は、お客さまの数の拡大戦略のもと「年金定期預金」の展開を軸にシルバー層のお客さまとの接点増加に注力することで当期実績は1兆4,814億円となり、「最終年度(2019年度)目標 1兆4,000億円以上」を達成いたしました。

貸出金残高は、前述のとおり個人ローン残高が伸長し「最終年度(2019年度)目標 1兆2,100億円以上」に対し1兆2,029億円となりました。今後も、地元経済の進展のため、資金を必要とする中小零細事業者さまや個人のお客さまへの融資を中心に貸出金残高を伸長させてまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当行グループの主たる経営基盤は山口県であり、山口県内の景気動向次第によっては、不良債権処理費用や貸出金利息収入等が変動し、経営成績に重要な影響を与えます。

また、有価証券保有残高は当連結会計年度末において2,225億円と資産の13.90%を占めており、株価、市場金利の変動による評価損益の増減が、すべて損益に影響を与えるものではありませんが、経営に与える影響は大きいものであります。

当行グループは銀行業を中心とした金融グループでありますので、市場金利変動等による金利リスクをはじめとして、様々なリスクを抱えております。市場金利の動向如何によっては、資金運用利息及び資金調達利息に多大な影響を与えるだけでなく、資産価値も大きく変動することにより経営成績に多大な影響を与えるものとなっております。

資本の財源及び資金の流動性

当行グループは銀行業が主要な事業であります。資金については、お客さまからの預金の預入れによって調達を行い、貸出金及び有価証券を主体に運用を行っております。

当連結会計年度は、「年金定期預金」を中心に預金が前連結会計年度末より1,037億円増加し、貸出金が前連結会計年度末より983億円増加、有価証券が260億円減少しております。その結果、当連結会計年度末残高における預貸率は81.06%（前連結会計年度は80.03%）、預証率は15.03%（前連結会計年度は18.06%）となっております。預貸率と預証率の合計は96%を超え、預金として調達した資金は大半が貸出金及び有価証券にて運用されております。

4【経営上の重要な契約等】

重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

当連結会計年度においては、営業店システムやシステム機器の導入を主として設備投資を行い、銀行業務において、1,149百万円（建物等の有形固定資産に対し830百万円、ソフトウェア等に対し319百万円）投資しております。

個別信用購入あっせん業務、その他の業務においては、当連結会計年度におきましては特に重要な投資等は行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

（2019年3月31日現在）

	会社名	店舗名 その他	所在地	事業の別	設備の 内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当行	-	本店その他 8店	山口県 周南地区	銀行業務	店舗	14,191.89 (3,447.02)	2,412	642	69	12	3,137	253
	-	下関支店そ の他7店	山口県 下関地区	銀行業務	店舗	6,479.49 (1,205.27)	866	644	27	6	1,543	80
	-	宇部支店そ の他7店	山口県 宇部・山 陽小野田 地区	銀行業務	店舗	8,026.38 (3,259.57)	261	500	36	4	802	74
	-	山口支店そ の他6店	山口県 山口・防 府地区	銀行業務	店舗	6,720.71 (1,250.36)	686	731	66	3	1,488	82
	-	萩支店そ の他1店	山口県 萩・長門 地区	銀行業務	店舗	2,645.62 (-)	229	261	14	3	508	21
	-	岩国支店そ の他4店	山口県 岩国・柳 井地区	銀行業務	店舗	4,974.56 (2,872.82)	219	430	53	3	706	68
	-	小倉支店そ の他1店	福岡県	銀行業務	店舗	396.72 (-)	278	15	2	-	296	24
	-	広島支店	広島県	銀行業務	店舗	640.79 (-)	634	114	1	6	756	15
	-	大阪ローン センター	大阪府	銀行業務	事務所	- (-)	-	0	2	-	2	-
	-	東京ローン センター	東京都	銀行業務	事務所	- (-)	-	7	1	-	9	10
	-	事務セン ター	山口県 周南市	銀行業務	事務セン ター	1,324.44 (-)	220	123	327	-	672	17
-	社宅等そ の他9カ所	山口県 周南市他	銀行業務	社宅・ 寮・厚 生施設	3,587.50 (-)	400	557	21	1	981	63	
連結 子会 社	きらら債 権回収(株)	本社	山口県 周南市	その他の 業務	事務所	- (-)	-	-	0	-	0	6
	(株)西京シ ステム サービス	本社	山口県 周南市	その他の 業務	事務所	- (-)	-	-	10	-	10	13
	西京カー ド(株)	本社	東京都	その他の 業務	事務所	- (-)	-	2	7	-	10	22

- (注) 1. 当行の主要な設備の大宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め157百万円であります。
3. 動産は、事務機械579百万円、その他63百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備41カ所は、上記に含めて記載しております。
5. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員210人を含んでおりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び子会社の設備投資については、主に銀行業において投資を行っております。銀行業の当連結会計年度末において計画中的である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	日の出支店	山口県 山陽小野 田市	新設 (移転)	銀行業務	店舗	484	-	自己資金	2019年 8月	2020年 3月

(2) 売却

該当ありません。

(3) 除却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	297,000,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	10,000,000
第五種優先株式	10,000,000
第六種優先株式	10,000,000
第七種優先株式	10,000,000
計	352,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,967,044	115,967,044	非上場	単元株式数 1,000株
第二種優先株式	5,000,000	5,000,000	非上場	(注)1
第三種優先株式	5,500,000	5,500,000	非上場	(注)2
計	126,467,044	126,467,044	-	-

(注)1 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

2. 第二種優先配当金

(1) 第二種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)又は第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」といい、第二種優先株主とあわせて「第二種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。)に先立ち、第二種優先株式1株当たり、第二種優先株式の払込金額相当額(ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に対し、年率2.00%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(2017年3月31日に終了する事業年度にあっては2016年7月19日。いずれにおいても同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1カ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。)により算出される額の金銭を支払う(以下事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第二種優先配当金」という。)。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第二種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第二種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、第二種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第二種優先株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

(1) 第二種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2021年7月20日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第二種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第二種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第二種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第二種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき、第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2026年7月21日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第二種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第二種優先株式を取得するのと引換えに、各第二種優先株主に対し、その有する第二種優先株式数に第二種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第二種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

イ. 一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記(3)に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ. 上記イ.以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記(4)に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記(4)に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、第二種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記(4)による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

イ. 第二種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」

という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後 下限取得価額} = \text{調整前 下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.(i)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

八.(i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1カ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

() 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(v)の場合には0円、上記イ.(iii)及び()の場合には価額とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記八.()において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第二種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第二種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

9.法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10.その他

上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

11.議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勧告し、株主総会において議決権を有しないこととしております。

12.会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(注)2 第三種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1.単元株式数

単元株式数 1,000株

2.第三種優先配当金

(1) 第三種優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という。)又は第三種優先株式の登録株式質権者(以下「第三種優先登録株式質権者」といい、第三種優先株主とあわせて「第三種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主とあわせて「普通株主等」という。)に先立ち、第三種優先株式1株当たり、第三種優先株式の払込金額相当額(ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に対し、年率2.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(2017年3月31日に終了する事業年度にあっては2017年3月17日。いずれにおいても同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。)により算出される額の金銭を支払う(以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第三種優先配当金」という。)。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第三種優先株主等に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第三種優先株主等に対して支払う剰余金の配当の合計額が第三種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第三種優先株主等に対しては、第三種優先配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

3.残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第三種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第三種優先株式1株につき、第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第三種優先株主等に対しては、上記1)のほか、残余財産の分配は行わない。

4.議決権

(1) 第三種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

(2) 当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第三種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5.金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2022年3月18日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第三種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第三種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第三種優先株式を取得するのと引換えに、下記2)に定める財産を第三種優先株主に対して交付するものとする。なお、当行が第三種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第三種優先株式はあん分比例の方法により決定し、あん分比例によれない部分については抽選により決定するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第三種優先株式の取得と引換えに、第三種優先株式1株につき、第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2027年3月18日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当行に取得されていない第三種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当行は、第三種優先株式を取得するのと引換えに、各第三種優先株主に対し、その有する第三種優先株式数に第三種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第三種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記2）に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第三種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

イ．一斉取得日に先立つ45連続取引日（同日を含む）の期間において、当行の普通株式が上場等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場への上場又は登録をいう。以下同じ。）をしている場合

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当行の普通株式が上場等をしている取引所等（金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場をいう。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記3）に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

ロ．上記イ．以外の場合

一斉取得日における連結BPS（以下に定義する。以下同じ。）とする。「連結BPS」とは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、直近の継続開示書類（直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書（連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。））に記載の連結財務諸表における貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、当該直近の継続開示書類が開示された後において、下記4）に定める下限取得価額の調整事由が生じた場合においては、下記4）に定める調整後下限取得価額の計算における「下限取得価額」をいずれも「一斉取得価額」と読み替えて、一斉取得価額を調整するものとする。かかる調整の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、第三種優先株式の発行日における連結BPSに0.5を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする（ただし、下記4）による調整を受ける。）。

(4) 下限取得価額の調整

イ．第三種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{下限取得価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{下限取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} \\ \text{+} \\ \text{交付普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{時価} \end{array}}$$

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.()に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本4.)において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は、当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数(ただし、基準日における当行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本()、下記()及び()並びに下記八.()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.又は下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得又は行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数(効力発生日における当行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

- ロ.上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

- 八.() 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(同日を含む)の期間において、当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とし、かかる期間において当行の普通株式が上場等をしていない場合は、連結BPSとする。

() 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

- () 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- () 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()及び()の場合には0円、上記イ.()及び()の場合には価額とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()及び上記ハ.()において「価額」とは、取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (5) 合理的な措置
上記3)及び4)に定める下限取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
7. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て
- (1) 分割又は併合
当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び第三種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- (2) 株式無償割当て
当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第三種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
8. 優先順位
第三種優先株式と当行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
9. 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
10. その他
上記各項は、必要な定款変更及び各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
11. 議決権を有しないこととしている理由
剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等を勧告し、株主総会において議決権を有しないこととしております。
12. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2014年5月8日 (注)1	104	93,847	-	12,690	-	4,264
2015年6月3日 (注)2	52	93,899	-	12,690	-	4,264
2016年4月15日 (注)3	52	93,952	-	12,690	-	4,264
2016年4月25日 (注)4	157	94,109	-	12,690	-	4,264
2016年4月27日 (注)5	52	94,161	-	12,690	-	4,264
2016年5月2日 (注)6	785	94,946	-	12,690	-	4,264
2016年5月10日 (注)7	157	95,104	-	12,690	-	4,264
2016年7月19日 (注)8	5,000	100,104	2,500	15,190	2,500	6,764
2016年7月22日 (注)9	2,280	97,824	-	15,190	-	6,764
2017年3月17日 (注)10	5,500	103,324	2,750	17,940	2,750	9,514
2017年7月31日 (注)11	10,600	113,924	2,491	20,431	2,491	12,005
2018年1月29日 ~2018年3月23日 (注)12	12,542	126,467	3,066	23,497	3,066	15,071

(注)1. 2014年5月8日に、普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式104千株を交付しております。

2. 2015年6月3日に、普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

3. 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

4. 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式157千株を交付しております。

5. 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式52千株を交付しております。

6. 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求(定款第13条の2)により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式785千株を交付しております。

7. 普通株式を対価とする第一種優先株式の取得請求（定款第13条の2）により、当行は第一種優先株式の取得と引換えに、普通株式157千株を交付しております。
8. 2016年7月19日を払込期日とする第三者割当による増資（第二種優先株式）により、発行済株式総数が5,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,500百万円増加しております。
9. 2016年7月22日に自己株式2,280千株（第一種優先株式）を消却したことにより、発行済株式総数は2,280千株減少しております。
10. 2017年3月17日を払込期日とする第三者割当による増資（第三種優先株式）により、発行済株式総数が5,500千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,750百万円増加しております。
11. 2017年7月31日を払込期日とする第三者割当による増資（普通株式）により、発行済株式総数が10,600千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,491百万円増加しております。
12. 2017年12月31日を基準日とする当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対し、普通株式の株主の所有普通株式数1株につき1個の割合で割当てを行った株式会社西京銀行第1回新株予約権の行使（行使期間 2018年1月29日から2018年3月23日）により、発行済株式総数が12,542千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,066百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	33	6	1,127	-	-	5,019	6,185	-
所有株式数（単元）	-	16,087	1,287	45,988	-	-	52,147	115,509	458,044
所有株式数の割合（%）	-	13.93	1.11	39.81	-	-	45.15	100.00	-

（注） 自己株式290,096株は「個人その他」に290単元、「単元未満株式の状況」に96株含まれております。

第二種優先株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	2	91	-	-	16	109	-
所有株式数（単元）	-	-	80	4,680	-	-	240	5,000	-
所有株式数の割合（%）	-	-	1.60	93.60	-	-	4.80	100.00	-

第三種優先株式

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	1	8	-	-	2	12	-
所有株式数（単元）	-	1,000	500	3,400	-	-	600	5,500	-
所有株式数の割合（%）	-	18.18	9.09	61.82	-	-	10.91	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ほけんeye西京	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル6階	4,469	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	2.74
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	3,160	2.50
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,655	2.10
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,935	1.53
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6-1	1,661	1.31
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,656	1.31
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.28
株式会社合人社グループ	広島県広島市中区袋町4番31号	1,400	1.10
株式会社長府製作所	山口県下関市長府扇町2-1	1,367	1.08
計	-	23,381	18.53

(注)上記の信託銀行所有株式のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 3,459千株

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,459	3.00
株式会社ほけんeye西京	山口県周南市銀南街4番地 徳山銀南街ビル6階	3,249	2.81
西京銀行行員持株会	山口県周南市平和通一丁目10番の2	2,655	2.30
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1,935	1.67
日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番9号	1,900	1.64
富士通株式会社	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	1,636	1.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,618	1.40
株式会社合人社グループ	広島県広島市中区袋町4番31号	1,400	1.21
公益財団法人西京教育文化振興財団	山口県周南市平和通一丁目10番の2	1,251	1.08
株式会社バルコム	広島市安佐南区中筋3丁目8番10号	1,214	1.05
計	-	20,317	17.63

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 5,000,000 第三種優先株式 5,500,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 290,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,219,000	115,219	同上
単元未満株式	普通株式 458,044	-	-
発行済株式総数	126,467,044	-	-
総株主の議決権	-	115,219	-

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番の2	290,000	-	290,000	0.22
計	-	290,000	-	290,000	0.22

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	31,342	15,768,102
当期間における取得自己株式	1,116	574,740

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

会社法第155条第7号に該当する普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	290,096	-	291,212	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡請求による売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、公共性の高い金融機関である特性を考慮し、長期にわたり安定的な経営基盤を確保するとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、年1回の配当とさせていただきます。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月25日 定時株主総会決議	普通株式	867	7.50
	第二種優先株式	100	20.00
	第三種優先株式	137	25.00

内部留保資金につきましては、お客さまから選ばれる銀行であり続けるために、今後予想される金融環境の変化、経営基盤の拡大と経営の効率化および財務体質の強化等に対応すべく有効投資してまいりたいと考えております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当行は、「地域の皆さまのお役に立つ」という役割・使命を十分に認識し、「お客さまの期待に確実に応える銀行」を目指しております。そのために、あらゆる経営課題に「圧倒的なスピード感」をもって対応できるよう、各種機関・役職員が密接な連携を図り、正確・迅速な情報伝達と適切な判断ができる「オープンな経営」による企業統治が行われる体制を整備することを基本的な考え方としております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

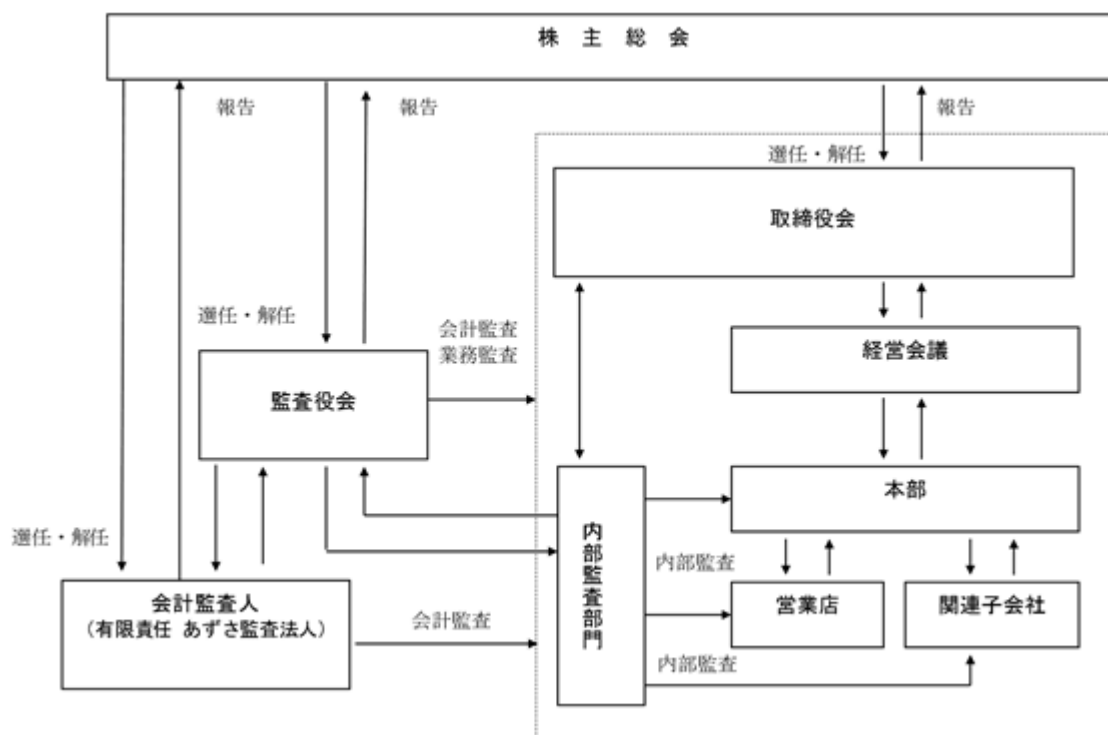
a. 会社の機関の内容

当行の取締役会は、提出日現在、取締役10名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）の全員をもって組織し、当行業務の方針、その他重要な事項の評議決定及び取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、毎月1回定例会を開催するほか、必要がある場合は随時臨時会を開催しております。

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役全員をもって組織し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役会は、原則、毎月定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

経営会議は、頭取を始めとする常勤取締役（本部）及び常勤監査役をもって構成し、取締役会の委任により、経営上の重要事項を協議、意思決定する機関であります。また、その結果については遅滞なく取締役会に報告しております。経営会議は、原則、毎週月曜日に定例会を開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。

(コーポレート・ガバナンス体制)



b. 内部統制システムの整備の状況

当行は、取締役会において、以下の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の構築を決議し、取締役や職員、監査役等がそれぞれの業務について、適正な対応が確保できる体制整備に努めております。

・当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、コンプライアンスを経営上の重要課題として認識し、法令、定款及び行内諸ルール等を遵守した行動を取るために定めている取締役行動指針に基づいて職務執行する。

取締役は、取締役会において、実質的な議論を行い、適切な意思決定と業務執行監視の機能を果たす他、毎事業年度期初に前年度の業務執行確認書を監査役会に提出する。

取締役は、役職員による重大な法令違反等を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。

取締役会は、コンプライアンス基本方針、手順を示すコンプライアンス・マニュアル、実施計画のコンプライアンス・プログラム等を決定し、その周知徹底を図る。

取締役会は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を行い、反社会的勢力との関係の遮断及び解消のための取組みを徹底する。

取締役会は、コンプライアンス統括部門を設置するとともに、各店舗に責任者や担当者を設置してコンプライアンス体制を一元管理する。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と総合的な検討、計画、評価を行う。コンプライアンス統括部門は、取締役、部長及び担当者等へのコンプライアンス研修を実施するなどの取組を徹底する。

取締役会は、全職員を対象として、法令違反等の情報を通報する内部通報制度を整備し、運用状況について報告を受ける。

取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理体制等の内部監査に係る方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するなど、内部監査体制を整備・運用し、内部監査部門は、各部門の業務運営状況の監査結果を定期的に取締役会及び監査役に報告する。

・当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書については、文書保存・処分に関する規程を定めて適切に保存及び管理を行う。

取締役の職務執行に係る情報・文書は、取締役又は監査役が求めたときには、容易に閲覧又は謄写に供することができる方法及び場所で保管する。

・当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、経営の健全性及び適切性を確保し、将来に亘り安定的利益を確保し発展していくために、リスクを統一的に捉え、適切にコントロールあるいは軽減することを目的に統一的リスク管理方針、統一的リスク管理規程を定め、発生が見込まれるリスクを適正に把握して経営計画及び各業務部門の施策に反映させる体制運営を行う。

取締役会は、リスクの種類ごとの管理部門、統一的リスク管理部門及び本部横断組織として資産・負債の総合管理、統一的なリスクのモニタリング・評価を行い、状況に応じたリスク・コントロールの方策、統一的リスク管理体制の整備、運用戦略等に関する検討を行うALM委員会を設置するなど、各種リスクを統合管理するための体制を整備する。

各リスク管理部門及び統一的リスク管理部門は、適切に連携して、全行的なリスク管理に取り組む。

統一的リスク管理部門は、統合リスク量を計測し、検証・分析のうえALM委員会に報告する。ALM委員会はリスクの統合結果、リスクアセスメント総括報告等を評価し、統一的リスク管理方針の見直しを審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は、ALM委員会等の報告を受け、必要に応じ、統一的リスク管理方針の見直しを行う。

取締役会は、危機管理規程や業務継続計画（BCP）を策定し、危機発生時の対応を適切かつ迅速に行えるための体制を整備・運用する。

取締役会は、リスク管理を含む内部管理体制等の内部監査に関する方針を定め、業務執行に係る部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、監査結果について適時適切に報告を受けるなど、内部監査体制を整備・運用する。

・当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会の委任により経営上の重要事項並びに業務上の総括的統合監視及び重要事項の協議及び決定を行う機関として経営会議を設置する。

取締役会は、経営会議から報告を受けるとともに、取締役会付議を要する事項について審議及び決議する。

取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役会において担当職務及び委嘱を定める。

取締役会は、経営方針に基づく施策を効率的に実施するため、経営計画を策定し、その実施を指示するとともに、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて経営計画を見直す。

・**当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に係る規程を定め、監査役の要請に応じて、要員を監査役の補助者として配置する。

・**前号の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当行の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務の補助者は他部門の職務を兼務しない専任者とし、取締役及び取締役会から分離された監査役室に所属する。当該補助者は監査役以外の者からの指揮命令を受けず、また、補助者の任命及び異動等については監査役会の承認を得る。

・**次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制**

イ．当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

取締役は、事業年度毎に自己の業務執行に関して、法令、定款等の遵守状況を当行の監査役へ報告する。また、当行及び主要な子会社の役職員は、当行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

当行の主要な子会社で緊急事態が発生した場合、当該子会社は当行の企画部門及び当行の統合的リスク管理部門に報告し、当行の企画部門は当行の経営部門及び当行の監査役に報告する体制とする。

当行の内部通報制度の担当部署は、当行及び主要な子会社の役職員からの内部通報の内容を当行の監査役に報告する。

内部監査部門は、当行及び主要な子会社の業務運営状況に関する監査の結果及び指摘改善・是正状況を総括し、定期的に当行の監査役に報告する。

ロ．イの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行は、当行の監査役に対して報告を行った当行及び主要な子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを行わない。

当行及び当行の主要な子会社は、内部通報者のプライバシーを保護し、通報者に対する人事面や処遇面を含む不利益な取扱いは行わない。

・**当行の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を当行の監査役のための顧問とすることを求めた場合、当行は、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

・**その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役、監査法人及び内部監査部門との間で業務運営状況に関して定期的に又は必要に応じ協議を行う。また、監査役との間で、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について定期的に又は監査役の求めに応じ、意見交換を行う。

内部監査部門は、監査役との間で監査上の課題等について、定期的に又は監査役の求めに応じ、報告を行う。

リスク管理体制の整備の状況

当行では経営の自己責任原則に基づく健全経営の観点からリスク管理の重要性を強く認識し、リスク管理体制の強化を図っております。「リスク管理方針」を取締役会決議により決定し、各リスクカテゴリーにおける管理態勢の整備・確立に向けた具体的な行動計画としての「リスク管理プログラム」を半期毎に見直しを行うほか、戦略目標に重要な変更がある都度見直して周知徹底を図るとともに、「統合的リスク管理規程」を定めて、当行のリスク管理体制を明確にすることで、業務執行に伴い発生し得るリスクを適確に把握し、経営計画及び各部施策に反映させる体制としております。

また、リスク管理のための組織としては、個別リスク毎にリスク管理部署を特定し、各リスクを統括するために統合的リスク管理部署を設置しております。各リスク管理部署はリスクの種類毎に「リスク管理規程」等を制定し、管理手法、報告体制を明確にしております。

(統合リスク量管理)

当行ではリスクの量的管理を行う上で、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクの各リスク量に対して、リスク資本配賦を行う「統合リスク量管理」を行っております。

また、経営の健全性の確保、資本の効率活用による収益性の向上を目的として、各リスク量を統合したうえで当行経営体力である自己資本の充分性を取締役会等において評価しております。

(危機管理体制)

大規模災害、システム障害、新型インフルエンザの流行、金融危機等の非常事態が発生した場合には、経営トップを委員長とする「危機管理委員会」を対策本部として、迅速かつ適確な対応決定を行う体制を整備しております。

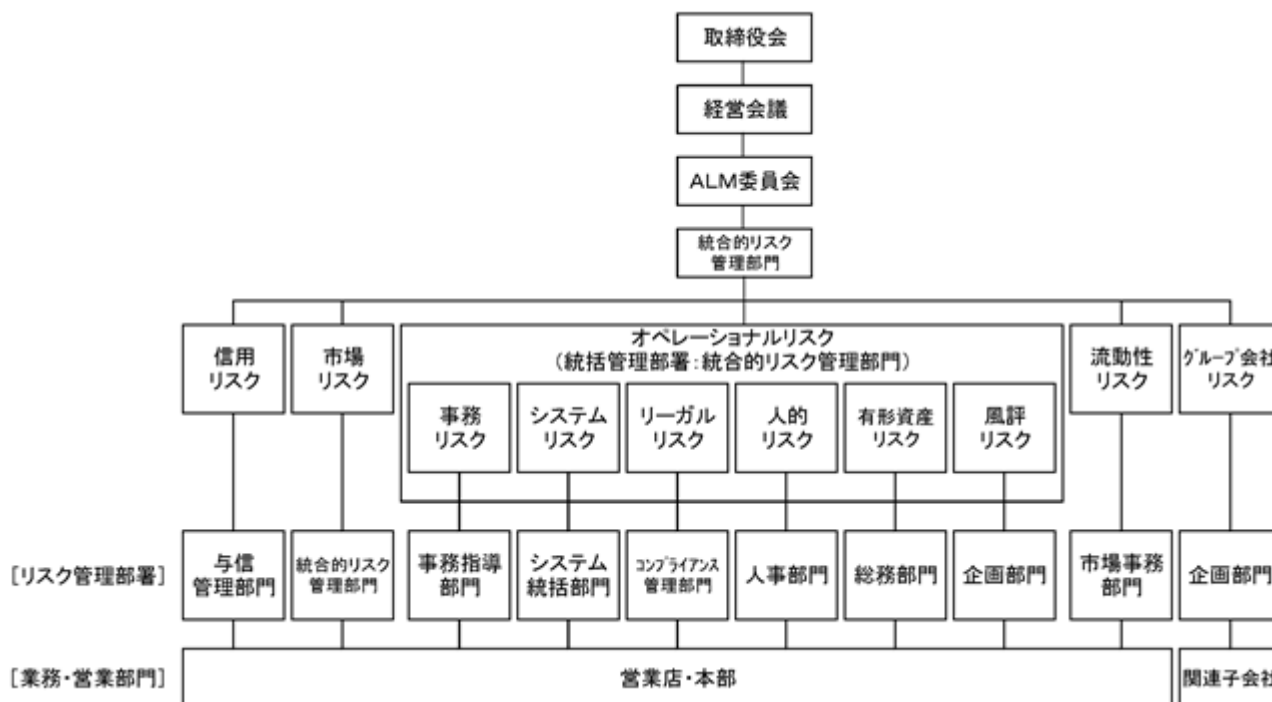
また、想定される非常事態の状況別に対応策の詳細を定めたコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画、危機管理計画）を制定しております。

(コンプライアンス体制)

当行では営業店及び本部の各部署が法令を厳格に遵守して業務を行うことで、お客さまの信頼と共に地域社会の期待に十分にお応えすることを全役職員に徹底しております。これまでに、コンプライアンス担当部署やコンプライアンス委員会の設置、弁護士との顧問契約など、コンプライアンス体制の確立と推進を図っております。また、全国銀行協会制定の「行動憲章」の実践に努めるとともに、当行の「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、年度毎に策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づいてコンプライアンスの推進に努めております。

また、毎月開催されるコンプライアンス委員会の内容については、監査役会及び取締役会に報告されております。

(リスク管理体制)



子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

. 当行の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者（以下、「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

取締役会は、「西京銀行グループ会社管理規程」及び「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の業況・財務の状況、リスク管理、コンプライアンス体制等の重要な情報について当行に報告される体制を整備する。

. 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、「グループ会社のリスク管理方針」を制定し、主要な子会社の管理を行うグループ会社事務局を設置し、主要な子会社の損失の危険を管理する。

. 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ、且つ、当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社事務局は、主要な子会社を統括管理し、各社の業務執行状況を定期的及び必要に応じて随時モニタリングする他、内部監査部門は、主要な子会社の内部統制の状況を監査し、業務の適正が確保されていることを確認し、取締役会に報告する。

主要な子会社の監査役と当行の監査役は、業務運営状況について適時適切に協議することとし、監査役は、取締役会に対して主要な子会社の管理に関する改善策の策定を求めることができる。

当行は、主要な子会社に「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンス・プログラム」を制定させ、主要な子会社の役職員に周知徹底する。

主要な子会社の役職員が当行のコンプライアンス統括部門又は外部専門機関に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。

役員報酬の内容

当行は役員の報酬及び賞与について役員報酬規程を定めております。

役員の報酬は、取締役と監査役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査役への配分は監査役の協議で決定しております。役員の報酬は、従業員給与の最高額、過去の同順位の役員の支給実績、銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12カ月で除した金額と定めております。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、取締役と監査役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の配分は取締役については取締役会で決定し、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当事業年度の当行の社内取締役に対する報酬は304百万円、社外取締役に対する報酬は13百万円であります。また、社内監査役に対する報酬は25百万円、社外監査役に対する報酬は8百万円であります。

なお、株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役報酬額 月額35百万円以内

監査役報酬額 月額6百万円以内

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額			
		(百万円)	基本報酬	役員賞与	退職慰労金
取締役	8	304	304	-	-
監査役	1	25	25	-	-
社外役員	4	22	22	-	-

(注) 重要な使用人兼務役員の使用人給与額は35百万円、員数は4人であり、その内容は使用人としての職務に対する基本報酬35百万円であります。

責任限定契約

当行は会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。社外取締役及び社外監査役の全員と「責任限定契約」を締結しております。

取締役の定数

当行の取締役は10名以内とする旨定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款で定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

・中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 13名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取 (代表)	平岡 英雄	1956年2月14日生	1978年4月 当行入行 2005年6月 取締役兼執行役員 2008年6月 常務取締役経営企画本部長 (代表) 2009年6月 専務取締役経営企画本部長 (代表) 2010年6月 取締役頭取(代表)(現職)	(注)3	普通株式 138
取締役副頭取 (代表)	金丸 眞明	1957年11月1日生	1981年4月 当行入行 2008年6月 取締役リスク管理本部長兼経営企画副本部長 2009年6月 取締役経営管理本部長 2009年11月 取締役経営管理本部長兼営業本部長 2011年6月 常務取締役 2012年4月 常務取締役(代表) 2013年4月 専務取締役(代表) 2018年4月 取締役副頭取(代表)	(注)3	普通株式 48
専務取締役 (代表)	杉野 光信	1955年9月11日生	1978年4月 当行入行 2009年4月 執行役員経営管理本部副本部長 2009年6月 取締役リスク管理本部長 2009年10月 取締役リスク管理本部長兼営業本部副担当 2009年11月 取締役営業本部長(市場・コーポレート担当) 2010年4月 取締役市場金融部長委嘱 2012年4月 常務取締役市場金融部長委嘱 2013年6月 常務取締役(代表)市場金融部長委嘱 2015年4月 専務取締役(代表)市場金融部長委嘱(現職)	(注)3	普通株式 51
専務取締役	松岡 健	1971年12月29日生	1995年4月 日本長期信用銀行(現新生銀行)入行 2000年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 2002年11月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 2010年5月 当行入行 執行役員総合企画部長 2011年6月 取締役総合企画部長委嘱 2015年4月 常務取締役総合企画部長委嘱 2018年4月 専務取締役総合企画部長委嘱(現職)	(注)3	普通株式 38

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	奈村 幸一郎	1962年 1月27日生	1985年 4月 当行入行 2009年 6月 経営企画本部副本部長 2010年 4月 総合企画部企画部長 2011年 4月 下松支店長 2012年10月 執行役員審査部長 2013年 6月 取締役審査部長委嘱 2015年 4月 取締役総務部長兼人事部長委嘱 2016年 4月 取締役人事部長委嘱 2018年 4月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長委嘱(現職 9)	(注)3	普通株式 45
取締役	山岡 靖幸	1964年 1月27日生	1986年 4月 当行入行 2009年 6月 経営企画本部副本部長 2010年 7月 人事部長兼総務部長 2012年10月 執行役員人事部長兼総務部長 2013年 6月 取締役人事部長兼総務部長委嘱 2013年10月 取締役下関地区統括部長兼下関支店長委嘱 2018年 4月 取締役人事部長兼総務部長委嘱(現職)	(注)3	普通株式 45
取締役	畑谷 剛	1965年 8月14日生	1989年 4月 当行入行 2009年10月 営業本部副本部長 2010年 4月 市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 2010年10月 コーポレート営業部長兼東京事務所長 2013年 4月 執行役員コーポレート営業部長 2015年 6月 取締役コーポレート営業部長委嘱 2019年 4月 取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長委嘱(現職)	(注)3	普通株式 43
取締役	山下 禎治	1966年11月15日生	1989年 4月 当行入行 2004年 4月 経営戦略室調査役 2005年 2月 経営戦略室主任調査役 2008年 7月 日の出支店長 2010年 4月 福岡支店長 2013年 4月 山口地区統括部長兼山口支店長 2015年 4月 執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2017年 6月 取締役山口地区統括部長兼山口支店長 2018年 4月 取締役営業統括部長(現職)	(注)3	普通株式 39
取締役	滝本 豊水	1949年 7月15日生	1972年 4月 大蔵省入省 1999年 9月 大蔵省大臣官房審議官 2000年 7月 弁護士登録 2006年 6月 当行取締役(現職) 2016年 1月 弁護士法人はくと総合法律事務所 弁護士(現職)	(注)3	普通株式 33
取締役	川村 健一	1949年 2月16日生	1973年 4月 フジタ工業(現株式会社フジタ)入社 1993年 4月 米国フジタリサーチ社長 2005年 4月 株式会社ホスフェクス社代表取締役社長 2006年 4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授 2016年 6月 当行取締役(現職) 2017年 4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授・広島経済大学地域経済研究所所長 2019年 4月 学校法人石田学園広島経済大学名誉教授(現職)	(注)3	普通株式 1

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	山本 秀雄	1957年6月13日生	1980年4月 当行入行 2009年4月 執行役員関福地区統括部長兼下関支店長 2010年4月 執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 2011年4月 執行役員周南地区統括部長兼本店営業部長 2011年6月 取締役周南地区統括部長兼本店営業部長 2012年4月 取締役審査部長兼事務推進部長委嘱 2012年10月 取締役事務推進部長委嘱 2013年4月 取締役業務推進部長委嘱 2014年4月 取締役 2014年6月 取締役総務部長委嘱 2015年4月 取締役 2015年6月 監査役(現職)	(注)4	普通株式 35
監査役	綿屋 滋二	1940年4月17日生	1963年4月 山口県入庁 1996年9月 山口県出納長 2000年9月 山口県副知事 2007年4月 山口県顧問 2007年6月 山口県信用保証協会会長 2011年6月 当行監査役(現職)	(注)4	普通株式 13
監査役	今田 武男	1949年5月16日生	1972年4月 山口県信用保証協会入協 2000年4月 山口県信用保証協会審査課長 2005年4月 山口県信用保証協会総務部長 2008年3月 山口県信用保証協会常務理事 2008年6月 保証協会システムセンター株式会 社取締役 2008年8月 保証協会債券回収株式会社監査役 2010年3月 山口県信用保証協会専務理事 2013年6月 全国信用保証協会厚生年金基金理 事 2013年6月 全国信用保証協会健康保険組合理 事 2015年6月 保証協会システムセンター株式会 社監査役 2019年6月 当行監査役(現職)	(注)4	-
計					普通株式 529

- (注) 1. 取締役滝本豊水氏と取締役川村健一氏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役綿屋滋二氏と監査役今田武男氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(2019年6月26日)現在における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、2019年5月末現在の実質所有株式数を記載しております。
6. 当行は、執行役員制度を導入しております。制度の目的、執行役員の構成等については、以下のとおりであります。

(1) 執行役員制度導入の目的

「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の分離による意思決定権限・責任の明確化と迅速性及び組織の活性化・職員のモラルアップを目的としております。

(2) 執行役員の氏名及び役職

岡田 浩 (常務執行役員 下関地区統括部長兼下関支店長)
村井 圭太郎 (執行役員 審査部長)
末田 義明 (執行役員 地域連携部長)
岡本 泰裕 (執行役員 業務推進部長)
森重 勝文 (執行役員 監査部長)
水永 忠伸 (執行役員 山口地区統括部長兼山口支店長)

笠原 直樹 (執行役員 市場事務部長)

社外役員の状況

当行の社外取締役の選任については、「社外取締役選任規程」の定める基準に則り、経営の意思決定の客観性を確保するため、当行との人間関係、資本関係または取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性を十分確保するものとしております。また、専門的知識等の優れた見識を有したものを選任し、コーポレート・ガバナンス体制の強化と金融機関としての品質向上を目的としております。

社外監査役の選任については、「社外監査役選任規程」の定める基準に則り、当行との人間関係、資本関係または取引関係その他の利害関係を検証し、業務執行者からの独立性が確保でき、公正不偏の立場が保持できるものとしております。また、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保するものとしております。

当行の社外取締役滝本豊水氏は弁護士の資格を有しております。また、社外取締役川村健一氏は経営者、学識者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。

社外監査役綿屋滋二氏は地方行政において豊富な経験を有しております。また、社外監査役今田武男氏は信用保証業務において豊富な経験を有しております。

当行と社外取締役及び社外監査役並びにそれらの出身又は現任する会社等との間に、特別な利害関係はありません。

なお、当行の社外取締役滝本豊水氏及び川村健一氏並びに社外監査役綿屋滋二氏及び今田武男氏との資本関係は「4 コーポレート・ガバナンス、(2) 役員の状況、 役員一覧」に記載の通りであります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当行監査役会で策定した年間の監査方針、監査計画及び監査役職務分担に基づき、常勤監査役を中心に監査を実施しております。

各監査役は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、業務及び財務の状況調査を通して、取締役の業務執行を監査しております。

また常勤監査役は行内の重要会議に出席するとともに、取締役・執行役員・各部門・子会社から職務の執行状況を聴取し、重要な契約や決裁書類を閲覧するなど業務執行の監査を行っております。

内部監査の状況

内部監査は、監査部(提出日現在の人員10名)により、本部各部門、営業店、連結子会社を対象として、業務の運営態勢や各種リスクの管理態勢等に着目した監査を実施しております。また、監査部は財務報告に係る内部統制についての評価も実施しており、これらの結果は、取締役会及び監査役(会)に報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 秋宗 勝彦

指定有限責任社員 業務執行社員 下西 富男

(注) 当行の財務諸表についての監査年数は2者とも7年以内であるため、継続監査年数の記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は公認会計士3名、その他6名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当行監査役会で定める「会計監査人の評価及び選定に関する基準」の「会計監査人の選定の決定の方針」、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」、「会計監査人の再任の決定の方針」に基づき、選任、解任、再任の適否を判断しております。

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する場合等、会計監査人として不適切であることが疑われる事由が認められる場合には、監査役会は、当該事由に基づき検討を行ったうえで、必要に応じて会計監査人の解任又は不再任に必要な手続きを行います。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当行監査役会で定める「会計監査人の評価及び選定に関する基準」の「会計監査人の再任の決定の方針」に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査結果の相当性、監査活動の適切性、妥当性について監査役会で評価を行っております。

f. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	39	-	39	0
連結子会社	2	-	2	-
計	41	-	41	0

当行が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、米国外国口座税務コンプライアンス法に係る代行業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当行の監査公認会計士等に対する監査報酬については、会計監査人から提出された監査計画の妥当性を検証のうえ、当該計画に示された監査時間等から監査報酬が合理的であると判断したうえで決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当行は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、有限責任 あずさ監査法人等の行う研修へ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	8 106,904	8 140,230
買入金銭債権	730	537
商品有価証券	34	70
金銭の信託	2,278	100
有価証券	1, 2, 8, 14 248,640	1, 8, 14 222,589
貸出金	3, 5, 6, 7, 9 1,101,525	3, 5, 6, 7, 9 1,199,889
外国為替	2,655	2,738
その他資産	8 28,545	8 25,900
有形固定資産	11, 12 10,889	11, 12 10,924
建物	3,728	4,028
土地	10 6,326	10 6,060
リース資産	59	41
建設仮勘定	37	0
その他の有形固定資産	736	792
無形固定資産	2,474	2,150
ソフトウェア	2,261	2,058
のれん	77	-
その他の無形固定資産	135	92
繰延税金資産	816	301
支払承諾見返	863	873
貸倒引当金	4,411	5,752
資産の部合計	1,501,946	1,600,556
負債の部		
預金	8 1,376,357	8 1,480,070
債券貸借取引受入担保金	8 12,391	8 5,529
借入金	8 21,016	8 22,308
社債	13 5,000	13 2,000
その他負債	9,582	10,928
退職給付に係る負債	2,762	2,685
役員退職慰労引当金	1	2
睡眠預金払戻損失引当金	174	169
利息返還損失引当金	3	-
偶発損失引当金	130	102
再評価に係る繰延税金負債	10 872	10 869
支払承諾	863	873
負債の部合計	1,429,157	1,525,541

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
資本金	23,497	23,497
資本剰余金	19,146	19,146
利益剰余金	25,078	27,050
自己株式	92	108
株主資本合計	67,630	69,587
その他有価証券評価差額金	3,940	4,231
繰延ヘッジ損益	52	163
土地再評価差額金	¹⁰ 1,524	¹⁰ 1,690
退職給付に係る調整累計額	359	331
その他の包括利益累計額合計	5,158	5,427
純資産の部合計	72,788	75,015
負債及び純資産の部合計	1,501,946	1,600,556

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	29,009	29,528
資金運用収益	21,575	22,490
貸出金利息	18,175	19,020
有価証券利息配当金	3,110	3,196
コールローン利息及び買入手形利息	-	0
債券貸借取引受入利息	29	10
預け金利息	66	66
その他の受入利息	193	196
役務取引等収益	4,355	4,849
その他業務収益	936	692
その他経常収益	2,141	1,495
償却債権取立益	0	-
その他の経常収益	1 2,141	1 1,495
経常費用	22,316	23,817
資金調達費用	4,043	3,798
預金利息	3,613	3,364
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	13	12
債券貸借取引支払利息	87	225
借入金利息	122	127
社債利息	165	40
その他の支払利息	66	52
役務取引等費用	4,678	4,979
その他業務費用	132	618
営業経費	2 12,111	2 11,842
その他経常費用	1,351	2,578
貸倒引当金繰入額	742	1,872
その他の経常費用	3 609	3 705
経常利益	6,692	5,711
特別利益	-	4
固定資産処分益	-	4
特別損失	330	122
固定資産処分損	31	11
減損損失	4 299	4 110
税金等調整前当期純利益	6,361	5,593
法人税、住民税及び事業税	2,194	2,029
法人税等調整額	82	320
法人税等合計	2,112	2,349
当期純利益	4,249	3,243
非支配株主に帰属する当期純利益	2	-
親会社株主に帰属する当期純利益	4,247	3,243

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	4,249	3,243
その他の包括利益	1,704	1,103
その他有価証券評価差額金	864	291
繰延ヘッジ損益	52	215
退職給付に係る調整額	107	28
包括利益	3,544	3,347
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,542	3,347
非支配株主に係る包括利益	2	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,940	13,575	21,530	83	52,962
当期変動額					
新株の発行	5,557	5,557			11,115
剰余金の配当			723		723
親会社株主に帰属する当期純利益			4,247		4,247
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			24		24
連結子会社株式の取得による持分の増減		13			13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,557	5,571	3,547	9	14,667
当期末残高	23,497	19,146	25,078	92	67,630

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,805	-	1,549	467	5,887	21	58,871
当期変動額							
新株の発行							11,115
剰余金の配当							723
親会社株主に帰属する当期純利益							4,247
自己株式の取得							9
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							24
連結子会社株式の取得による持分の増減							13
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	864	52	24	107	729	21	750
当期変動額合計	864	52	24	107	729	21	13,916
当期末残高	3,940	52	1,524	359	5,158	-	72,788

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,497	19,146	25,078	92	67,630
当期変動額					
剰余金の配当			1,105		1,105
親会社株主に帰属する当期純利益			3,243		3,243
自己株式の取得				15	15
土地再評価差額金の取崩			165		165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,972	15	1,956
当期末残高	23,497	19,146	27,050	108	69,587

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,940	52	1,524	359	5,158	72,788
当期変動額						
剰余金の配当						1,105
親会社株主に帰属する当期純利益						3,243
自己株式の取得						15
土地再評価差額金の取崩						165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	291	215	165	28	269	269
当期変動額合計	291	215	165	28	269	2,226
当期末残高	4,231	163	1,690	331	5,427	75,015

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,361	5,593
減価償却費	1,125	1,081
減損損失	299	110
のれん償却額	77	77
貸倒引当金の増減()	293	1,340
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	23	76
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	43	5
偶発損失引当金の増減額(は減少)	12	28
資金運用収益	21,575	22,490
資金調達費用	4,043	3,798
有価証券関係損益()	1,184	1,049
金銭の信託の運用損益(は運用益)	556	464
為替差損益(は益)	203	33
固定資産処分損益(は益)	31	7
貸出金の純増()減	34,223	98,364
預金の純増減()	57,329	103,712
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	3,691	1,291
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	64	2
コールローン等の純増()減	209	192
債券貸借取引受入担保金の純増減()	6,827	6,861
外国為替(資産)の純増()減	2,469	819
資金運用による収入	21,435	22,365
資金調達による支出	3,257	3,154
その他	5,171	1,076
小計	37,445	6,147
法人税等の支払額	2,257	2,226
法人税等の還付額	1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,189	3,920
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	99,759	55,347
有価証券の売却による収入	21,073	61,653
有価証券の償還による収入	37,729	26,516
金銭の信託の増加による支出	-	100
金銭の信託の減少による収入	1,288	1,807
有形固定資産の取得による支出	690	841
無形固定資産の取得による支出	612	342
有形固定資産の売却による収入	42	201
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,927	33,547

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	11,063	-
劣後特約付借入金の返済による支出	800	-
劣後特約付社債の償還による支出	6,100	3,000
配当金の支払額	723	1,105
自己株式の取得による支出	9	15
自己株式の処分による収入	0	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	10	-
その他	38	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,382	4,138
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,355	33,329
現金及び現金同等物の期首残高	108,982	106,627
現金及び現金同等物の期末残高	1106,627	1139,956

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

(株)エス・ケイ・ベンチャーズ

きらら債権回収(株)

(株)西京システムサービス

西京カード(株)

投資事業有限責任組合さいきょう地域支援ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド

投資事業有限責任組合さいきょう観光ファンド

(2) 非連結子会社 1社

会社名

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 0社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

投資事業有限責任組合さいきょう農林漁業成長産業化ファンド

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

12月末日 3社

(2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、3月末日の財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

（イ）有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（株式は連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（ロ）有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（当行の勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,641百万円（前連結会計年度末は3,409百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は、外貨建資産・負債を保有しておりません。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ取引を行っておりません。

(12) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

（追加情報）

（投資用不動産融資にかかる貸倒引当金）

一部の投資用不動産融資にかかる債務者に関しては、リスクの見直しを行い、債務者の支払能力を総合的に判断した上で、債務者区分を見直しております。

この影響により、当事業年度の貸倒引当金繰入額が1,804百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
出資金	0百万円	0百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	15,290百万円	- 百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	662百万円	620百万円
延滞債権額	13,263百万円	13,408百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	366百万円	235百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
合計額	14,293百万円	14,264百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
4,204百万円	4,437百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	27,666百万円	33,507百万円
預け金	21百万円	21百万円
その他資産	3百万円	3百万円
計	27,692百万円	33,533百万円
担保資産に対応する債務		
預金	540百万円	524百万円
債券貸借取引受入担保金	12,391百万円	5,529百万円
借入金	10,000百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有価証券	2,069百万円	1,855百万円
その他資産	3,903百万円	3,903百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
保証金	4,059百万円	4,057百万円
金融商品等差入担保金	-百万円	234百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
融資未実行残高	107,702百万円	118,088百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	104,206百万円	114,435百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
2,929百万円	2,842百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
減価償却累計額	6,410百万円	6,366百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	139百万円	139百万円
（当連結会計年度の圧縮記帳額）	（ - 百万円）	（ - 百万円）

13. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
劣後特約付社債	5,000百万円	2,000百万円

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
2,380百万円	4,032百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等売却益	1,334百万円	953百万円
金銭の信託運用益	557百万円	0百万円

2. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料・手当	5,528百万円	5,505百万円
業務委託費	1,246百万円	1,192百万円
退職給付費用	399百万円	322百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
株式等償却	149百万円	1百万円
株式等売却損	87百万円	14百万円
金銭の信託運用損	0百万円	465百万円

4. 減損損失

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当連結会計年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 2カ所 社宅 1カ所	土地建物	91
福岡県	営業用資産 1カ所	土地建物	193
広島県	営業用資産 1カ所	建物	9
千葉県	社宅 1カ所	土地建物	5

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 91百万円（内、土地 49百万円、建物 42百万円）

福岡県 193百万円（内、土地 40百万円、建物 152百万円）

広島県 9百万円（内、建物 9百万円）

千葉県 5百万円（内、土地 3百万円、建物 1百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結される子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策等や遊休不動産の処分等の方針により、対象となっている土地及び建物の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当連結会計年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産 5カ所	土地建物	100
大阪府	営業用資産 1カ所	建物	9

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 100百万円（内、土地 66百万円、建物 34百万円）

大阪府 9百万円（内、建物 9百万円）

当行は、管理会計上の最小区分として、営業を共同で行っている地域をもとにグルーピングを行っております。連結される子会社は、各社単位でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策等や遊休不動産の処分等の方針により、対象となっている土地及び建物の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、売却予定価額または路線価をもとにした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	166	951
組替調整額	1,029	387
税効果調整前	1,195	564
税効果額	331	273
その他有価証券評価差額金	864	291
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	81	191
組替調整額	5	119
税効果調整前	75	310
税効果額	23	94
繰延ヘッジ損益	52	215
退職給付に係る調整額		
当期発生額	5	55
組替調整額	149	96
税効果調整前	154	40
税効果額	46	12
退職給付に係る調整額	107	28
その他の包括利益合計	704	103

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	92,824	23,142	-	115,967	(注) 1
第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三種優先株式	5,500	-	-	5,500	
合計	103,324	23,142	-	126,467	
自己株式					
普通株式	239	19	0	258	(注) 2
合計	239	19	0	258	

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加23,142千株の内訳は以下のとおりであります。

2017年7月31日を払込期日とした第三者割当による普通株式の発行 10,600千株

株式会社西京銀行第1回新株予約権(行使期間 2018年1月29日から2018年3月23日まで)の行使による普通株式の発行 12,542千株

(注) 2. 普通株式の自己株式の増加19千株は単元未満株式買取によるものであります。減少0千株は単元未満株主からの売渡請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	株式会社西京銀行第1回新株予約権(注)	普通株式	-	103,176,774	103,176,774	-	-
	合計	-	-	103,176,774	103,176,774	-	-

(注) 株式会社西京銀行第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、2017年12月31日を基準日とし、当該基準日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対して、その保有する当行普通株式1株につき1個の割合で、本新株予約権を新株予約権無償割当て(会社法第277条)の方法により割り当てました(効力発生日 2018年1月17日)。本新株予約権は発行総数103,176,774個に対し、行使期間(2018年1月29日から2018年3月23日まで)の行使個数は12,542,987個であり、行使期間の交付株式数は12,542,987株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月23日 定時株主総会	普通株式	648	7.00	2017年3月31日	2017年6月26日
	第二種優先 株式	70	14.00	2017年3月31日	2017年6月26日
	第三種優先 株式	5	1.00	2017年3月31日	2017年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	867	利益剰余金	7.50	2018年3月31日	2018年6月25日
	第二種優先 株式	100	利益剰余金	20.00	2018年3月31日	2018年6月25日
	第三種優先 株式	137	利益剰余金	25.00	2018年3月31日	2018年6月25日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	115,967	-	-	115,967	
第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三種優先株式	5,500	-	-	5,500	
合計	126,467	-	-	126,467	
自己株式					
普通株式	258	31	-	290	(注)
合計	258	31	-	290	

(注) 普通株式の自己株式の増加31千株は単元未満株式買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	867	7.50	2018年3月31日	2018年6月25日
	第二種優先 株式	100	20.00	2018年3月31日	2018年6月25日
	第三種優先 株式	137	25.00	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	867	利益剰余金	7.50	2019年3月31日	2019年6月26日
	第二種優先 株式	100	利益剰余金	20.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	第三種優先 株式	137	利益剰余金	25.00	2019年3月31日	2019年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金預け金勘定	106,904百万円	140,230百万円
定期預け金	21	21
普通預け金	160	165
その他	93	86
現金及び現金同等物	106,627	139,956

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として電算機等であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行、連結子会社4社及び投資事業有限責任組合4組合(うち3社は連結子会社)で構成され、銀行業務を中心に、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務、個別信用購入あっせん業務などの金融サービスに係る事業を行っております。当行の本店他63支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務に取り組んでおります。また、連結子会社において、ベンチャーキャピタル業務、債権管理回収業務、個別信用購入あっせん業務等を事業展開することにより、銀行業務のサポートおよび金融サービスの充実を図っております。

当行グループでは、主として預金による資金調達を行い、貸出金、有価証券等を主体に資金運用を行っております。

また、デリバティブ取引は金利スワップ及び為替予約等を行っておりますが、利用目的は、主に多様な顧客ニーズへの対応及び金利・為替相場の変動による損失を軽減することであり、当行の資産・負債に対するリスク・ヘッジのために行い、多額の投機的な取引は行わないことを取組みの基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、信用供与先の倒産や財務状況の悪化等により、資産(オフバランスを含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び投資事業組合出資金であり、売買目的有価証券及びその他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の法人及び個人の預金であり、予期せぬ預金の流出等により、対外決済に支障を来たず流動性リスクを内包しております。

デリバティブ取引には、ALM(資産・負債の総合管理)の一環で行っている金利スワップ取引があります。当行グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象であるその他有価証券で保有する現物債券の金利変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引に高い有効性があることを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する外貨建債券から生じる為替変動リスクを減殺する目的で為替スワップ取引を行い、また、お客様との間の外国為替取引で生じる為替変動リスクを減殺する目的で、金融機関と外国為替予約カバー取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクの所在と量を、適時且つ適確に把握し、発生するリスクの極小化を図る。与信プロセス管理と、業種、債務者等への信用リスク集中を排除するべく与信ポートフォリオ管理を行うことで、経営の健全性、収益性を高めることを信用リスク管理の基本方針としております。特に、信用リスク集中については、クレジット・リミットの設定や与信集中管理等を通じて信用リスクを適切にコントロールしております。

また、適切な与信管理体制を構築するため、営業推進部門から分離、独立した信用リスク管理部署を設置し、相互牽制態勢を確立しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行グループは、金利リスクを、「一般貸出金等による運用と預金・社債・借入等による調達長さの違い(ALMギャップ)に由来する金利リスク」、「保有する債券に由来する金利リスク」、「貸出金の中でも金利決定スキームが特殊である仕組貸出金(仕組金利貸出金)に由来する金利リスク」の3つに大別し、リスクの所在と量を適時・適確に把握し、自己資本対比でのリスク量の適切性の管理と、収益性の管理を行うことを基本方針としており、統合的リスク管理部門がモニタリングを行い、経営陣に報告しております。

なお、預貸金の長短ギャップに伴う金利リスクは、預金政策、貸出金政策によりコントロールするほか、必要に応じて金利スワップを使用した「包括ヘッジ」、「個別ヘッジ」の手法によりリスクヘッジ(リスクの減殺)を実施しております。

() 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替スワップ取引及び外国為替予約等のカバー取引等を利用し、当該リスクを回避しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会の定めた方針に基づき、有価証券運用に関する規程に従い行われております。このうち、保有目的を、「売買目的有価証券」「その他有価証券」に区分した有価証券は、適切なロスカット・ルールを設定し、「売買目的有価証券」については損失限度額の設定を行い、価格変動リスクを管理しております（ただし、政策目的運用で保有する株式、及び元本償還が確実な国債・政府保証債を除く）。ロスカット、ポジション枠は、市場事務部門において日次でモニタリングしております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、当行グループの資産・負債に対するリスク・ヘッジを行うことを主目的とし、多額の投機的な取引は行わないことを基本方針としております。リスク管理体制については、取締役会の定めた各種リスク管理に関する規程に基づき、フロント部署（市場営業部門）、ミドル部署（統合的リスク管理部門）、バック部署（市場事務部門）において、日次、週次、月次等の適時管理を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

定量的分析を利用している金融商品：トレーディング勘定

当行において、トレーディング目的として保有している有価証券に関する時価の損失額の推計値としてVaRを算出しております。

VaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間は10日としております。

2019年3月31日（当期の連結決算日）現在でトレーディング目的の金融商品は保有しておりません。

定量的分析を利用している金融商品：非トレーディング勘定

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」であります。

上記商品のVaRの算出にあたっては、分散・共分散法（信頼区間99.0%、観測期間1年）を採用しており、保有期間については「政策目的運用（株式）を除く有価証券」は3ヶ月、「政策目的運用（株式）有価証券」、「市場型間接金融商品」、「預貸金取引等（ALMギャップ）」は6ヶ月としております。

2019年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行のトレーディング業務以外の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,761百万円（前連結会計年度は4,653百万円）であります。なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。

2018年度に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを補足しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

定量的分析を利用していない金融商品

2019年3月31日（当期の連結決算日）現在で定量的分析を利用していない金融商品は保有しておりません。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、ローンポジションによる資金繰り運営を原則とし、運用・調達計画に基づく資金計画と、実績管理による資金繰り調整を行っております。預金残高管理、営業店等からの情報収集等による預金動向の把握、資金尻の予想乖離額の管理等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	106,904	106,904	0
(2)金銭の信託	2,278	2,278	-
(3)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	34	34	-
その他有価証券	240,574	240,574	-
(4)貸出金	1,101,525		
貸倒引当金（*1）	4,321		
	1,097,203	1,149,106	51,902
資産計	1,446,996	1,498,899	51,902
(1)預金	1,376,357	1,381,318	4,960
(2)借入金	21,016	21,016	-
負債計	1,397,374	1,402,335	4,960
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	82	82	-
ヘッジ会計が適用されているもの	75	75	-
デリバティブ取引計	158	158	-

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	140,230	140,230	0
(2)金銭の信託	100	100	-
(3)商品有価証券及び有価証券			
売買目的有価証券	70	70	-
其他有価証券	209,037	209,037	-
(4)貸出金	1,199,889		
貸倒引当金(*1)	5,667		
	1,194,222	1,276,943	82,721
資産計	1,543,661	1,626,383	82,721
(1)預金	1,480,070	1,484,851	4,781
(2)借入金	22,308	22,308	-
負債計	1,502,378	1,507,160	4,781
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(120)	(120)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(244)	(244)	-
デリバティブ取引計	(365)	(365)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。なお、預け金と同様の性質を有するものと考えられるものは、帳簿価額によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注意事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 商品有価証券及び有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、その内部格付又は債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額に信用リスクを反映させ、適切な市場利子率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、その種類、内部格付又は債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を適切な市場利率で割り引いて時価を算定しております。その際、貸出金の種類に基づく区分ごとに信用リスクを元利金に反映させる方法、又は割引率をリスク要因で補正する方法によっております。なお、約定期間が短期間（1年以内）である商業手形や一部の当座貸越については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、そのほとんどが約定期間が短期間あるいは連結決算日から1年以内に返済が予定されるものであるため、時価は帳簿価額に近似しているとみなし当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）であり、取引所の価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式(*1)(*2)	2,390	1,964
組合出資金(*3)	5,675	11,586
合 計	8,066	13,551

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	95,139	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	19,731	51,866	47,705	29,139	26,270	29,500
貸出金(*1)	175,181	139,077	121,935	99,562	93,265	420,196
合計	290,052	190,943	169,641	128,702	119,535	449,696

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないもの22,367百万円、期間の定めのないもの29,938百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	111,208	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	16,335	73,479	33,181	22,457	16,607	9,183
貸出金(*1)	174,215	134,153	123,794	104,292	106,898	507,355
合計	301,759	207,633	156,976	126,749	123,506	516,539

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や証券化商品等、償還予定額が見込めないもの26,900百万円、期間の定めのないもの22,279百万円は含めておりません。

(注4) 預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,210,195	88,002	48,385	499	29,274	-
借入金	21,008	8	-	-	-	-
合計	1,231,203	88,011	48,385	499	29,274	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,225,035	215,449	8,759	30,742	82	-
借入金	22,308	-	-	-	-	-
合計	1,247,344	215,449	8,759	30,742	82	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	8,246	3,883	4,362
	債券	110,177	108,450	1,726
	国債	63,413	62,478	935
	地方債	27,086	26,559	527
	社債	19,677	19,413	263
	外国債券	17,448	17,086	361
	その他	15,112	14,081	1,031
	小計	150,984	143,502	7,482
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	952	1,048	96
	債券	43,296	43,588	292
	国債	15,478	15,543	65
	地方債	20,026	20,138	112
	社債	7,791	7,905	113
	外国債券	35,217	35,903	686
	その他	10,123	11,077	954
	小計	89,589	91,619	2,029
合計	240,574	235,121	5,453	

当連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,821	3,150	4,671
	債券	105,557	104,159	1,398
	国債	37,813	37,312	500
	地方債	43,551	42,891	660
	社債	24,192	23,955	236
	外国債券	26,315	25,802	512
	その他	17,805	16,969	836
	小計	157,498	150,080	7,418
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,658	1,880	221
	債券	20,615	20,798	183
	国債	15,303	15,467	163
	地方債	998	999	0
	社債	4,313	4,332	18
	外国債券	18,758	19,016	258
	その他	10,507	11,244	737
	小計	51,538	52,939	1,400
合計	209,037	203,020	6,017	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	2,680	1,128	16
債券	14,344	45	62
国債	14,344	45	62
外国債券	6,559	72	65
その他	4,013	647	58
合計	27,599	1,894	202

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,811	325	-
債券	39,460	229	-
国債	20,314	222	-
地方債	19,146	6	-
外国債券	12,016	65	128
その他	5,958	770	14
合計	59,246	1,391	142

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度において減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度における減損処理額は、448百万円(その他の証券448百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,278	276

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計 上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	100	100	0	0	-

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	5,453
その他有価証券	5,453
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	1,512
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,940
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,940

当連結会計年度 (2019年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	6,017
その他有価証券	6,017
その他の金銭の信託	0
()繰延税金負債	1,786
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,231
()非支配株主持分相当額	-
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	4,231

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	10,272	-	134	134
	買建	3,886	-	52	52
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	82	82

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	8,914	-	71	71
	買建	4,711	-	48	48
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	120	120

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに該当時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	有価証券	20,000	20,000	75
	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	-	75

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	有価証券	2,214	2,214	244
	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	-	-	-	-
	合計	-	-	-	244

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してあります。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行の退職給付制度は退職一時金制度のほか、企業年金基金制度と併せて採用しております。なお、連結子会社1社が中小企業退職金共済制度に加入しておりますが、他の連結子会社には退職給付制度はありません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,930	4,745
勤務費用	293	265
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	26	33
退職給付の支払額	451	515
退職給付債務の期末残高	4,745	4,529

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	2,144	1,983
期待運用収益	42	39
数理計算上の差異の発生額	21	21
事業主からの拠出額	78	78
退職給付の支払額	260	235
年金資産の期末残高	1,983	1,843

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,326	2,094
年金資産	1,983	1,843
	343	250
非積立型制度の退職給付債務	2,418	2,435
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,762	2,685
退職給付に係る負債	2,762	2,685
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,762	2,685

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	293	265
利息費用	-	-
期待運用収益	42	39
数理計算上の差異の費用処理額	151	98
過去勤務費用の費用処理額	2	2
確定給付制度に係る退職給付費用	399	322

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	2	2
数理計算上の差異	156	43
合計	154	40

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	7	4
未認識数理計算上の差異	524	481
合計	517	476

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
債券	44.2%	47.9%
一般勘定	55.8%	52.1%
その他	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%

3. 確定拠出制度
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,328百万円	2,858百万円
退職給付に係る負債	841	817
株式等有税償却額	196	125
未払事業税	106	84
減価償却損金算入限度超過額	104	94
未払賞与	94	94
減損損失	57	83
繰延ヘッジ損益	-	71
その他	486	369
繰延税金資産小計	4,216	4,599
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,847	2,497
評価性引当額(注)	1,847	2,497
繰延税金資産合計	2,368	2,101
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,512	1,786
繰延ヘッジ損益	23	-
その他	16	13
繰延税金負債合計	1,551	1,800
繰延税金資産(負債)の純額	816	301

(注) 評価性引当額が649百万円増加しております。主な内容は、貸倒引当金の増加に伴う貸倒引当金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.69%	30.45%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.41	0.52
住民税均等割等	0.48	0.49
評価性引当額の増減	1.04	11.66
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.25	0.33
その他	0.83	0.78
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.20	42.01

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、個別信用購入あっせん業等の金融サービスに係る事業を行っております。従いまして、当行グループは金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「個別信用購入あっせん業」の2つを報告セグメントとしております。

銀行業務は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務を行っております。「個別信用購入あっせん業」は連結子会社の西京カード㈱において金融サービスの一環として行っております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当行グループでは、従来、銀行業の単一セグメントであるとしてセグメント情報を省略しておりましたが、西京カード㈱が行う個別信用購入あっせん業務の当行グループの業績における重要性が増したことから、当中間連結会計期間より報告セグメントを「銀行業」と「個別信用購入あっせん業」の2つに見直しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分方法に基づいております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	銀行業	個別信用 購入あっ せん業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	26,945	2,000	28,946	62	29,009	-	29,009
セグメント間の内部経常収益	682	1	683	429	1,113	1,113	-
計	27,628	2,001	29,629	492	30,122	1,113	29,009
セグメント利益	6,318	575	6,894	107	6,786	94	6,692
セグメント資産	1,491,104	15,225	1,506,329	2,435	1,508,764	6,818	1,501,946
セグメント負債	1,418,614	14,325	1,432,939	108	1,433,047	3,889	1,429,157
その他の項目							
減価償却費	1,101	24	1,126	5	1,131	6	1,125
のれんの償却額	-	77	77	-	77	-	77
資金運用収益	21,798	38	21,837	43	21,880	305	21,575
資金調達費用	3,942	193	4,136	-	4,136	93	4,043
特別損失	330	0	330	-	330	0	330
（固定資産処分損）	30	0	31	-	31	0	31
（減損損失）	299	-	299	-	299	-	299
税金費用	1,879	203	2,083	30	2,113	1	2,112
有形固定資産および無形 固定資産の増加額	1,274	31	1,305	0	1,306	3	1,302

（注）1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、債権管理回収業やベンチャーキャピタル業等であります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント経常収益調整額の 1,113百万円は、セグメント間取引消去による減額1,113百万円であります。

（2）セグメント利益調整額の 94百万円は、セグメント間取引消去による減額94百万円であります。

（3）セグメント資産の調整額の 6,818百万円は、退職給付に係る調整額の繰延税金資産の計上による増加157百万円及びセグメント間取引消去による減額6,975百万円であります。

（4）セグメント負債の調整額の 3,889百万円は、退職給付に係る負債の計上による増加517百万円及びセグメント間取引消去による減額4,406百万円であります。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5 減価償却費の調整額 6百万円、資金運用収益の調整額 305百万円、資金調達費用の調整額 93百万円、特別損失の調整額 0百万円、税金費用の調整額 1百万円、有形固定資産および無形固定資産の増加額の調整額 3百万円はセグメント間取引消去であります。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	個別信用購入あっせん業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	27,212	2,249	29,462	66	29,528	-	29,528
セグメント間の内部経常収益	921	0	921	458	1,380	1,380	-
計	28,133	2,250	30,383	525	30,909	1,380	29,528
セグメント利益	5,403	577	5,981	65	6,046	335	5,711
セグメント資産	1,588,457	17,328	1,605,785	2,398	1,608,184	7,628	1,600,556
セグメント負債	1,513,835	16,413	1,530,249	92	1,530,341	4,800	1,525,541
その他の項目							
減価償却費	1,051	25	1,077	9	1,086	4	1,081
のれんの償却額	-	77	77	-	77	-	77
資金運用収益	22,854	41	22,896	47	22,943	453	22,490
資金調達費用	3,671	190	3,861	-	3,861	62	3,798
特別利益	4	-	4	0	4	-	4
特別損失	122	0	122	0	122	0	122
（固定資産処分損）	11	0	11	0	11	0	11
（減損損失）	110	-	110	-	110	-	110
税金費用	2,107	203	2,310	40	2,350	1	2,349
有形固定資産および無形固定資産の増加額	1,152	27	1,179	15	1,194	5	1,188

（注）1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、債権管理回収業やベンチャーキャピタル業等であります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント経常収益調整額の 1,380百万円は、セグメント間取引消去による減額1,380百万円であります。

（2）セグメント利益調整額の 335百万円は、セグメント間取引消去による減額335百万円であります。

（3）セグメント資産の調整額の 7,628百万円は、退職給付に係る調整額の繰延税金資産の計上による増加145百万円及びセグメント間取引消去による減額7,773百万円であります。

（4）セグメント負債の調整額の 4,800百万円は、退職給付に係る負債の計上による増加476百万円及びセグメント間取引消去による減額5,276百万円であります。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5 減価償却費の調整額 4百万円、資金運用収益の調整額 453百万円、資金調達費用の調整額 62百万円、特別損失の調整額 0百万円、税金費用の調整額 1百万円、有形固定資産および無形固定資産の増加額の調整額 5百万円はセグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,175	5,217	4,355	1,260	29,009

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	19,020	4,843	4,849	815	29,528

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	個別信用 購入あっ せん業	計				
減損損失	299	-	299	-	299	-	299

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	個別信用 購入あっ せん業	計				
減損損失	110	-	110	-	110	-	110

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	個別信用 購入あっ せん業	計				
のれんの償却額	-	77	77	-	77	-	77
のれんの未償却残高	-	77	77	-	77	-	77

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	個別信用 購入あっ せん業	計				
のれんの償却額	-	77	77	-	77	-	77
のれんの未償却残高	-	-	-	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	平岡 英雄	-	-	当行 代表取締役	(被所有) 直接 0.06	資本取引	新株予約権の行使	17	-	-

(注) 新株予約権の行使は、2017年12月5日開催の取締役会決議により行った普通株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに対し行使を行ったものであり、取引金額は当該新株予約権行使に係る払込金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	円	536.27	555.66
1株当たり当期純利益	円	39.84	25.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	72,788	75,015
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,737	10,737
うち第二種優先株式払込金額	百万円	5,000	5,000
うち第二種優先株式配当額	百万円	100	100
うち第三種優先株式払込金額	百万円	5,500	5,500
うち第三種優先株式配当額	百万円	137	137
うち非支配株主持分	百万円	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	62,051	64,277
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	115,708	115,676

(注) 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,247	3,243
普通株主に帰属しない金額	百万円	237	237
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	237	237
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,009	3,006
普通株式の期中平均株式数	千株	100,640	115,690

(注) 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第7回社債	2013年6月21日	3,000	-	-	-	-
	第8回社債	2014年3月26日	2,000	2,000	1.26	なし	2026年3月
合計	-	-	5,000	2,000	-	-	-

(注)1. 社債の連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	21,016	22,308	0.20	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	21,016	22,308	0.20	2019年4月～ 2019年10月
1年以内に返済予定のリース債務	17	11	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	41	29	-	2020年4月～ 2023年8月

(注)1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	22,308	-	-	-	-
リース債務 (百万円)	11	11	10	6	0

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	7,266	14,564	21,410	29,528
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	1,654	3,800	4,730	5,593
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	1,046	2,619	3,052	3,243
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	9.04	22.64	26.38	25.98

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)又は1株当たり四半期 純損失()	9.04	13.59	3.74	0.40

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
現金預け金	106,853	140,177
現金	11,764	29,021
預け金	8 95,088	8 111,156
買入金銭債権	555	378
商品有価証券	34	70
商品国債	34	70
金銭の信託	2,278	100
有価証券	1, 2, 8, 12 250,172	1, 8, 12 224,154
国債	78,892	53,116
地方債	47,112	44,550
社債	27,419	28,455
株式	11,869	11,827
その他の証券	84,877	86,204
貸出金	3, 5, 6, 9 1,103,825	3, 5, 6, 9 1,202,954
割引手形	7 3,604	7 3,837
手形貸付	45,494	35,153
証書貸付	981,938	1,077,086
当座貸越	72,787	86,876
外国為替	2,655	2,738
外国他店預け	2,655	2,738
その他資産	14,369	9,570
未決済為替貸	-	42
前払費用	1,973	1,246
未収収益	1,735	1,824
金融派生商品	222	18
その他の資産	8 10,437	8 6,438
有形固定資産	10 10,879	10 10,907
建物	3,725	4,028
土地	6,326	6,060
リース資産	59	41
建設仮勘定	37	0
その他の有形固定資産	729	775
無形固定資産	2,330	2,083
ソフトウェア	2,193	1,990
その他の無形固定資産	136	92
繰延税金資産	637	143
支払承諾見返	863	873
貸倒引当金	4,349	5,696
資産の部合計	1,491,104	1,588,457

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
預金	8 1,377,617	8 1,481,411
当座預金	18,692	16,926
普通預金	396,409	407,126
貯蓄預金	18,442	15,378
通知預金	4,110	2,980
定期預金	922,636	1,020,277
定期積金	2,437	2,414
その他の預金	14,887	16,307
債券貸借取引受入担保金	8 12,391	8 5,529
借入金	8 10,016	8 10,008
借入金	10,016	10,008
社債	11 5,000	11 2,000
その他負債	9,308	10,665
未決済為替借	-	95
未払法人税等	1,010	808
未払費用	4,839	5,456
前受収益	584	467
給付補填備金	1	1
金融派生商品	63	383
リース債務	58	41
資産除去債務	118	101
その他の負債	2,632	3,309
退職給付引当金	2,239	2,204
睡眠預金払戻損失引当金	174	169
偶発損失引当金	130	102
再評価に係る繰延税金負債	872	869
支払承諾	863	873
負債の部合計	1,418,614	1,513,835
純資産の部		
資本金	23,497	23,497
資本剰余金	19,088	19,088
資本準備金	15,071	15,071
その他資本剰余金	4,016	4,016
利益剰余金	24,478	26,385
利益準備金	1,097	1,318
その他利益剰余金	23,381	25,067
別途積立金	2,832	2,832
繰越利益剰余金	20,548	22,234
自己株式	92	108
株主資本合計	66,972	68,863
その他有価証券評価差額金	3,940	4,231
繰延ヘッジ損益	52	163
土地再評価差額金	1,524	1,690
評価・換算差額等合計	5,517	5,758
純資産の部合計	72,490	74,622
負債及び純資産の部合計	1,491,104	1,588,457

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
経常収益	27,628	28,133
資金運用収益	21,798	22,854
貸出金利息	18,229	19,041
有価証券利息配当金	3,318	3,584
コールローン利息	-	0
債券貸借取引受入利息	29	10
預け金利息	66	66
金利スワップ受入利息	-	34
その他の受入利息	154	117
役務取引等収益	2,778	3,109
受入為替手数料	344	351
その他の役務収益	2,433	2,758
その他業務収益	936	692
外国為替売買益	203	-
国債等債券売却益	215	692
その他の業務収益	516	0
その他経常収益	2,114	1,476
株式等売却益	1,334	951
金銭の信託運用益	557	0
その他の経常収益	222	524
経常費用	21,309	22,730
資金調達費用	3,942	3,671
預金利息	3,614	3,364
譲渡性預金利息	0	0
コールマネー利息	13	12
債券貸借取引支払利息	87	225
借入金利息	20	0
社債利息	165	40
金利スワップ支払利息	66	51
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	4,193	4,420
支払為替手数料	1	0
その他の役務費用	4,192	4,419
その他業務費用	132	618
外国為替売買損	-	33
商品有価証券売却損	0	0
国債等債券売却損	128	130
国債等債券償却	-	448
その他の業務費用	2	5
営業経費	11,739	11,488
その他経常費用	1,300	2,531
貸倒引当金繰入額	727	1,870
株式等売却損	278	68
株式等償却	9	1
金銭の信託運用損	0	465
その他の経常費用	284	125
経常利益	6,318	5,403

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
特別利益	-	4
固定資産処分益	-	4
特別損失	330	122
固定資産処分損	30	11
減損損失	299	110
税引前当期純利益	5,988	5,285
法人税、住民税及び事業税	1,956	1,794
法人税等調整額	77	312
法人税等合計	1,879	2,107
当期純利益	4,109	3,178

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,940	9,514	4,016	13,530	952	2,832	17,283	21,068	83	52,455
当期変動額										
新株の発行	5,557	5,557		5,557						11,115
剰余金の配当							723	723		723
利益準備金の積立					144		144	-		-
当期純利益							4,109	4,109		4,109
自己株式の取得									9	9
自己株式の処分			0	0					0	0
土地再評価差額金の取崩							24	24		24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	5,557	5,557	0	5,557	144	-	3,265	3,410	9	14,516
当期末残高	23,497	15,071	4,016	19,088	1,097	2,832	20,548	24,478	92	66,972

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,804	-	1,549	6,353	58,809
当期変動額					
新株の発行					11,115
剰余金の配当					723
利益準備金の積立					-
当期純利益					4,109
自己株式の取得					9
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					24
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	864	52	24	836	836
当期変動額合計	864	52	24	836	13,680
当期末残高	3,940	52	1,524	5,517	72,490

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,497	15,071	4,016	19,088	1,097	2,832	20,548	24,478	92	66,972
当期変動額										
剰余金の配当							1,105	1,105		1,105
利益準備金の積立					221		221	-		-
当期純利益							3,178	3,178		3,178
自己株式の取得									15	15
土地再評価差額金の取崩							165	165		165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	221	-	1,685	1,906	15	1,891
当期末残高	23,497	15,071	4,016	19,088	1,318	2,832	22,234	26,385	108	68,863

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,940	52	1,524	5,517	72,490
当期変動額					
剰余金の配当					1,105
利益準備金の積立					-
当期純利益					3,178
自己株式の取得					15
土地再評価差額金の取崩					165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	290	215	165	240	240
当期変動額合計	290	215	165	240	2,132
当期末残高	4,231	163	1,690	5,758	74,622

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）によって行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等（株式は決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（勘定系基幹システム関連については12年、その他は主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費等は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,641百万円（前事業年度末3,409百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積って計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（追加情報）

（投資用不動産融資にかかる貸倒引当金）

一部の投資用不動産融資にかかる債務者に関しては、リスクの見直しを行い、債務者の支払能力を総合的に判断した上で、債務者区分を見直しております。

この影響により、当事業年度の貸倒引当金繰入額が1,804百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資額の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
株式	1,127百万円	1,127百万円
出資金	1,301百万円	1,232百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	15,290百万円	- 百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
破綻先債権額	662百万円	620百万円
延滞債権額	13,254百万円	13,405百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
貸出条件緩和債権額	366百万円	235百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
合計額	14,282百万円	14,262百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
3,604百万円	3,837百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	27,666百万円	33,507百万円
預け金	21百万円	21百万円
その他の資産	3百万円	3百万円
計	27,692百万円	33,533百万円

担保資産に対応する債務

預金	540百万円	524百万円
債券貸借取引受入担保金	12,391百万円	5,529百万円
借入金	10,000百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有価証券	2,069百万円	1,855百万円
その他の資産	3,903百万円	3,903百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
保証金	4,052百万円	4,051百万円
金融商品等差入担保金	- 百万円	234百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
融資未実行残高	119,641百万円	129,943百万円
うち原契約残存期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	116,145百万円	126,290百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
圧縮記帳額	139百万円	139百万円
(当事業年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

11. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
劣後特約付社債	5,000百万円	2,000百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	2,380百万円	4,032百万円

13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	78百万円	95百万円

（損益計算書関係）

1. 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料・手当	5,232百万円	5,237百万円
業務委託費	1,378百万円	1,325百万円
減価償却費	1,101百万円	1,051百万円
退職給付費用	399百万円	322百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	1,127	1,127
関連会社株式	-	-
合計	1,127	1,127

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,308百万円	2,841百万円
退職給付引当金	681	671
株式等有税償却額	196	125
減価償却損金算入限度超過額	104	94
未払賞与	94	94
未払事業税	92	77
減損損失	57	83
繰延ヘッジ損益	-	71
その他	477	360
繰延税金資産小計	4,014	4,420
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,825	2,477
評価性引当額(注)	1,825	2,477
繰延税金資産合計	2,188	1,942
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,512	1,785
繰延ヘッジ損益	23	-
その他	16	13
繰延税金負債合計	1,551	1,799
繰延税金資産(負債)の純額	637百万円	143百万円

(注) 評価性引当額が651百万円増加しております。主な内容は、貸倒引当金の増加に伴う貸倒引当金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.45%
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.53
住民税均等割等		0.50
評価性引当額の増減		12.33
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		2.59
その他		1.36
税効果会計適用後の法人税等の負担率		39.86

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	円	533.69	552.26
1株当たり当期純利益	円	38.47	25.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	72,490	74,622
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,737	10,737
うち第二種優先株式払込金額	百万円	5,000	5,000
うち第二種優先株式配当額	百万円	100	100
うち第三種優先株式払込金額	百万円	5,500	5,500
うち第三種優先株式配当額	百万円	137	137
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	61,752	63,884
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	115,708	115,676

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	4,109	3,178
普通株主に帰属しない金額	百万円	237	237
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	237	237
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,871	2,940
普通株式の期中平均株式数	千株	100,640	115,690

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	8,256	641	778 (43)	8,120	4,091	214	4,028
土地	6,326 (2,383)	22	288 (66)	6,060 (2,492)	-	-	6,060
リース資産	262	-	-	262	221	17	41
建設仮勘定	37	566	604	0	-	-	0
その他の有形固定資産	2,371 (13)	685	263	2,792 (67)	2,016	253	775
有形固定資産計	17,255 (2,397)	1,915	1,934 (110)	17,237 (2,560)	6,329	485	10,907
無形固定資産							
ソフトウェア	4,405	363	1	4,767	2,776	566	1,990
その他の無形固定資産	136	127	171	93	0	0	92
無形固定資産計	4,541	491	172	4,860	2,776	566	2,083

(注) 1. 当期首残高欄及び当期末残高欄における()内は「土地再評価に関する法律」による再評価差額の残高(内書き)であります。

2. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,349	5,696	291	4,057	5,696
一般貸倒引当金	1,629	2,194	-	1,629	2,194
個別貸倒引当金	2,720	3,502	291	2,428	3,502
うち非居住者向け債権 分	-	-	-	-	-
睡眠預金払戻損失引当金	174	169	76	98	169
偶発損失引当金	130	102	-	130	102
計	4,655	5,969	368	4,286	5,969

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

- 一般貸倒引当金.....洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金.....主として洗替による取崩額
- 睡眠預金払戻損失引当金...洗替による取崩額
- 偶発損失引当金.....洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	1,010	805	1,006	-	808
未払法人税等	706	550	702	-	553
未払事業税	304	254	304	-	254

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店および全国各支店
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 http://www.saikyobank.co.jp
株主に対する特典	カタログギフト

(注) 当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて応募株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第110期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月25日中国財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月25日中国財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第111期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月10日中国財務局長に提出

第111期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月22日中国財務局長に提出

第111期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月8日中国財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月25日

株式会社西京銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準ずる監査証明を行うため、株式会社西京銀行の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社西京銀行が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月25日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。